

児玉町文化財調査報告書 第28集

児玉条里遺跡

—児玉北部地区—

町内遺跡発掘調査に伴う発掘調査報告書23

埼玉県児玉郡児玉町教育委員会

児玉町文化財調査報告書 第28集

こ だ ま じ ょ う り い せ き
児玉条里遺跡

—児玉北部地区—

町内遺跡発掘調査に伴う発掘調査報告書23

1998

埼玉県児玉郡児玉町教育委員会

序

ここに報告する児玉条里遺跡は、千年以上前に行われた大規模な開発による水田区画と用水堀が、形を変えながら今日まで残されてきた私たちの大切な歴史的な遺産です。我々の祖先によって永々と繰り返された農作業と改良のためめぬ努力によって継承され、今日までの児玉町の風景を形作って来たのです。このような児玉町の懐かしい風景は、このたびの県営圃場整備事業によって大きく様変わりし、いつか歩いた畦道や水浴びをした用水堀が近代的なものへと変わりました。このような変化は、やがてこの地域に残された民俗習慣をも呑み込んで行くことでしょう。

しかし、私たちは感傷に浸ってばかりはいられません。水田の広がる児玉町においてさえ後継者が問題となり、農業の近代化もまた私たちの大きな課題であると言ってよいでしょう。今回の圃場整備によってやむを得ず破壊されるこの歴史的遺産は、記録として保存し永く後世に伝えることになりました。もちろん、圃場整備によって破壊された埋蔵文化財は、関係各位皆様のご努力と御協力によりまして最小限の範囲に留めることができましたので、そのままの形で後世に伝えることができたことは、児玉町にとって大変喜ばしいことといつてよいでしょう。しかし、これらの文化財は、このように保護されることとともに有効に活用されることによって私たちの住みよい文化的環境を形作るための条件の整備をおこなうことが、これからの文化財保護ならびに生涯学習の課題ではないかと考えております。私どももこれらの文化財を活用しつつ、「児玉町を愛する人間の育成」を教育目標の一つに掲げ、事業に努めて参る所存ですので、皆様これまで以上のご協力を心よりお願い申し上げます。

このたび、この発掘調査報告書が刊行できましたことは、町民の皆様や埼玉県本庄土地改良事務所をはじめ多くの関係諸機関ならびに関係各位のご協力の賜と深く感謝いたします。このささやかな報告書は、埋蔵文化財の保護活用にとっての第一歩であるに過ぎませんが、町民の皆様をはじめ教育・研究にたずさわる皆様のご参考となりえるならば幸いです。

平成10年2月10日

児玉町教育委員会教育長
富 丘 文 雄

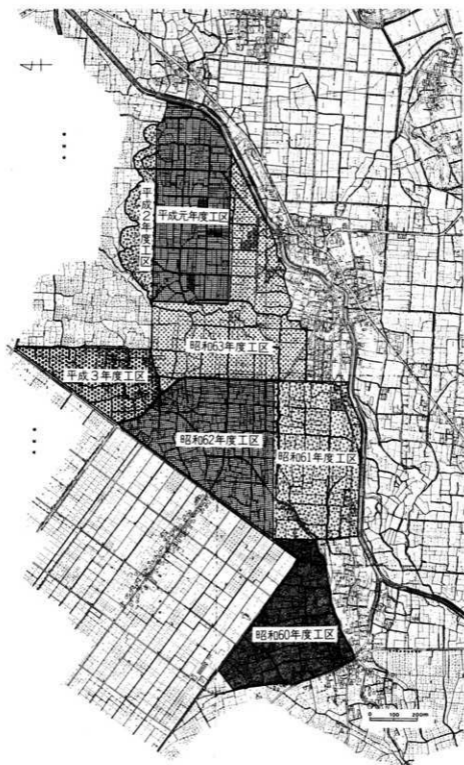
例 言

1. 本書は、埼玉県児玉郡児玉町大字上真下、同大字下真下、同大字蛭川に所在する児玉条里遺跡の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、県営ほ場整備事業（児玉北部地区）に先立つ町内遺跡発掘調査事業として、昭和61年度から平成元年度に児玉町教育委員会が実施したものである。
3. 発掘調査および整理・報告書に要した経費は、町費・国庫補助金・県費補助金（埼玉県教育委員会）および委託金（埼玉県）である。
4. 本書は、県営圃場整備事業（児玉北部地区）関連の町内遺跡発掘調査事業のうち児玉条里遺跡について報告するものであり、同区域内に所在する集落遺跡その他については既刊の児玉町文化財調査報告書を参照されたい。
5. 本報告に関わる児玉条里遺跡の測量図は、現況の記録保存のために作成した縮尺1,000分の1の原図をもとに調整したものであり、原図は児玉町教育委員会で保管している。
6. 本報告に関わる発掘調査の担当は、鈴木徳雄・恋河内昭彦・徳山寿樹がたった。また、編集執筆については整理参加者の協力を得て鈴木が行った。
7. 発掘調査及び本書作成にあたって下記の方々や機関から御助言・御協力を賜った。（順不同、敬称略）
赤熊浩一、池田敏宏、犬木 努、大倉 潤、太田博之、大屋道則、岡本幸男、金子彰男、小宮山克己、近藤英夫、坂本和俊、鎌崎 潔、外尾常人、高橋一夫、高村敏則、田村 誠、千装 智、利根川章彦、鳥羽政之、永井智教、中村倉司、長滝歳康、中山誠二、根岸篤太郎、長谷川勇、平田重之、福山俊彰、増田一裕、丸山 修、丸山陽一、宮本直樹、矢内 勲、山川守男、山口逸弘、弓 明義、埼玉県教育局文化財保護課、児玉都市文化財担当者会、東海大学考古学研究会
8. 本書作成の主な作業分担は、次のとおりである。
遺構原図操作他（福島礼子、倉林常子、逸見百合子）
ト レ ー ス（福島礼子）
そ の 他（松澤浩一、藤田正美、桜井和哉、大塚正貴）

目 次

序
例言
目次

第Ⅰ章 発掘調査に至る経過	1
第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境	3
1. 地理的環境	
2. 歴史的環境	
第Ⅲ章 地表に残された条里の遺構	9
1. 児玉条里と灌漑の系統	
2. 九郷用水と分水堰	
3. 条里水田の灌漑方式	
第Ⅳ章 地下に残された条里の遺構	17
1. 埋没条里遺構の概要	
2. 条里西側区域の埋没遺構	
3. 条里東側区域の埋没遺構	
第Ⅴ章 児玉条里の形成と継続	29
1. 灌漑体系の形成と継続性	
2. 条里形地割の形成と継続性	
3. 水利慣行と伝承の構造	
引用・参考文献	51
児玉条里基礎資料	53
写真図版	



第1図 県営園場整備（見玉北部）の年度工区

第Ⅰ章 発掘調査の経緯

調整の経緯

本報告にかかわる児玉条里遺跡(No.54-285)の発掘調査は、昭和61年度～平成元年度の五ヶ年にわたって実施された県営ほ場整備事業(児玉北部地区)に先立つ埋蔵文化財保存事業として実施したものである。各年度とも埼玉県教育局文化財保護課、県耕地課、埼玉県本庄土地改良事務所および児玉町教育委員会が前年12月に事前の調整会議を行い、当該年度に本庄土地改良事務所から埋蔵文化財の取扱いについての協議が町教育委員会を經由して県教育委員会へ提出され、やむを得ず現状変更される区域について発掘調査による記録保存の措置をとることが決定したものである。この結果に基づきながら、本庄土地改良事務所と町教育委員会で打ち合せを重ねながら、現地の発掘調査を実施した。各年度の発掘調査に至るそれぞれの経緯については、既刊の「児玉町文化財調査報告書」の第15集(1991)、第16集(1994)、第18集(1995)に記載したとおりである。

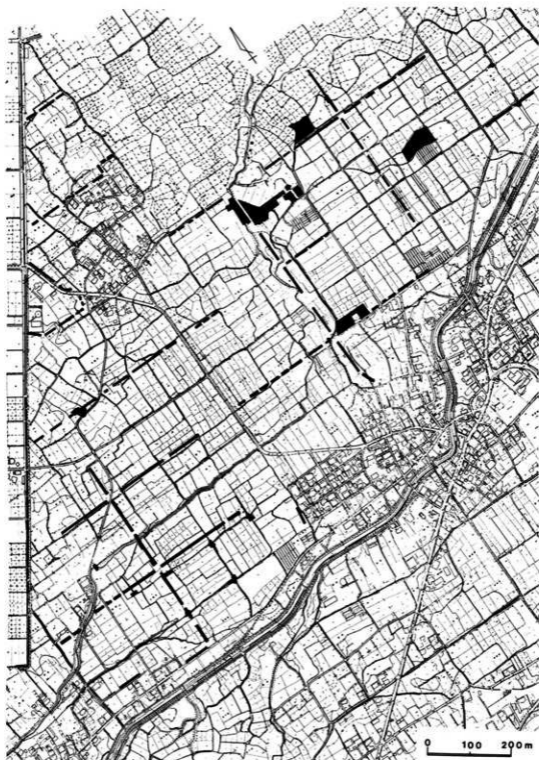
発掘調査通知

なお、昭和61年度事業については、児玉町教育委員会より昭和61年7月15日付児教社第91号で発掘調査通知を埼玉県教育委員会に提出し、文化庁からは昭和61年10月29日付委保記第2・3777号をもって発掘調査通知書の受理について通知があった。また、昭和62年度事業については、児玉町教育委員会より昭和62年11月1日付児教社第279号で発掘調査通知を埼玉県教育委員会に提出し、文化庁からは昭和62年11月30日付委保記第2・3868号をもって発掘調査通知書の受理について通知があった。昭和63年度事業については、児玉町教育委員会より昭和63年6月20日付児教第98号で発掘調査通知を埼玉県教育委員会に提出し、文化庁からは平成元年1月18日付63委保記第2・5622号をもって発掘調査通知書の受理について通知があった。また、平成元年度事業については、児玉町教育委員会より平成元年6月1日付児教社第74号で発掘調査通知を埼玉県教育委員会に提出し、文化庁からは平成元年12月19日付元委保記第5・2669号をもって発掘調査通知書の受理について通知があった。

発掘調査区域

なお、児玉条里遺跡の発掘調査についての基本的な方針は、各年度の県営ほ場整備事業によって破壊される排水路計画路線区域を中心に実施することとし、地中に埋没している遺構については、施工に際して直接現状変更が及ぶ地点および区域に限定した。また、現存する条里形地割りと埋没条里の相互関係も現状変更されるところから、必要に応じて両者の相関を確認するための小さな調査区を条里形地割りの残存している区域を中心に設定し、条里の坪線の交差する部分の発掘調査を実施した。

(事務局)



第2図 児玉北部条里遺跡の発掘調査地点

第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境

1. 地理的環境

ここで報告する児玉条里遺跡の所在する児玉郡児玉町は、埼玉県の北部に位置している。遺跡は、児玉郡児玉町大字上真下、大字下真下、大字蛭川に所在し、東側では本庄市方面に延び「今井条里遺跡」へと続いている。児玉条里遺跡の所在する児玉町は、町城の南東側を上武山地、北西側には関東平野西端を構成する扇状地が展開している。遺跡は児玉市街の北東方、関越自動車道本庄児玉インターチェンジの西方に位置している。

児玉地域の地形

遺跡の周辺は、群馬県と埼玉県を境する神流川によって形成された洪積扇状地である本庄台地が展開している。本庄台地は、八王子―高崎構造線上の断層崖を境に上武山地と接し、三波川系結晶片岩帯に相当する上武山地を水源とする女堀川（金鍬川・赤根川水系）によって開析され、おおむね東西方向の帯状をなす低地帯を形成している。

児玉条里遺跡は、本庄台地面の縁辺によって割かれた低地帯に相当する広大な区域に位置している。児玉条里遺跡は、今回報告する女堀川の北の区域とともに、女堀川を挟んだ南側にも女堀川によって開析された低地帯が展開し、自然堤防や後背湿地が発達している。このうち、便宜的に女堀川以北の区域を児玉北部条里遺跡、以南の区域を児玉南部条里遺跡と呼称する。

また、これらの条里形地割の認められる低地帯に沿うように生野山丘陵、浅見山丘陵等の第三紀の残丘が点列状に東西に展開し、更に南側には小山川の氾濫原と低地帯が形成されている。言い換えれば、女堀川を挟んで自然堤防・低地・台地が、北東方向に向かう地形の勾配に沿って帯状に展開し、さらに南側には点列状の残丘と小山川の低地帯が同様に北東方向に延びる地形であると見做すことができる。

周辺の地形

本報告にかかる児玉条里遺跡の周辺は、この神流川扇状地である本庄台地と、付近より流れ出る金鍬川・赤根川水系の河川である女堀川によって開析された低地帯が接する区域であり、現状では低地と台地部は明瞭な比高差をもたない。しかし、台地部においては表土層下にローム層が堆積しているのに対し、低地部においては粘質の沖積土が堆積しており、弥生時代や古墳時代前期には現在平坦に見える区域においても小支谷や湿地が残されているような景観が想定される。また、低地内には埋没河川などが検出されるなど、複雑な埋没地形が確認されており、台地と低地に間には一定の比高差が存在したことが想定される。しかし、自然の河川の水量は、扇状地形の特徴を示すこの周辺においては表流

水量が少なく、その大半が伏流していると考えられる点もこの地域の特徴のひとつであろう。

児玉条里の地形

児玉北部条里遺跡は、東西の勾配に沿って西側の高位置で標高約85m前後、約3km東側の低位置では標高70m前後であり、その比高差は約15mを測る。本遺跡の基本土層は、後節で述べるとおりであるが、現在の耕作土の下部に古い水田耕作土と床土が交互に堆積し、一定の断続を認めることができるとはいえ、継続的に水田として利用されていたことが明らかである。条里水田は基本的に粘土層であり、明瞭なローム層を確認することはできなかった。なお、粘土層の下部には扇状地地形の基盤を形作るころの礫層が堆積していると考えられることができるが、今回の調査では確認することはできなかった。

2. 歴史的環境

児玉郡地域における開発と集落遺跡の占地傾向は、幾つかの画期をもっている。このような画期のひとつに、弥生時代から古墳時代への移行期が相当する。弥生後期の集落の占地傾向は、本庄台地面や後に児玉条里が展開する低地の区域では集落遺跡が極めて稀な存在であるのに対し、丘陵部ではその狭隘な平坦地や緩斜面上を中心に小規模な集落遺跡が点在している状況を窺うことができる。このような遺跡の発掘調査例は、真鏡寺後遺跡（恋河内、1991）等、幾つかに限られているとはいえ、その密度は概して稀薄である。このような集落遺跡の占地形態から考えるならば、該期における水田経営は、集落付近の小支谷の崖面に認められる自然の湧水と小河川に依存する小規模な経営形態が主体的

No.	遺跡名	文献等	No.	遺跡名	文献等	No.	遺跡名	文献等
1	児玉条里遺跡	本報告(網で示した範囲)	10	今井川越田遺跡	磯崎,1996・伴瀬1997	19	南街道遺跡	恋河内,1996
2	立野南遺跡	富田他,1981	11	東牧西分遺跡	恋河内,1995	20	毛無し屋敷跡	恋河内,1995
3	八幡大神遺跡	*	12	藤塚遺跡	徳山他,1996	21	共和小学校校庭遺跡	恋河内,1989
4	今井遺跡群	*	13	狩野軍・古井戸遺跡	赤熊他,1988	22	関根氏館跡	菅谷他,1981
5	社具路遺跡	長谷川,1987	14	堀向遺跡	徳山他,1994	23	阿知越遺跡	鈴木他,1983
6	一丁田遺跡	富田他,1984	15	平塚遺跡	徳山他,1994	A	鷺山古墳	坂本他,1986
7	後張遺跡	増田他,1982・立石,1983	16	古井戸遺跡	井上他,1986	B	金嶺神社古墳	*
8	川越田遺跡	富田他,1981・恋河内1993	17	辻ノ内遺跡	鈴木他,1991	C	生野山狩野軍塚古墳	柳田,1964
9	梅沢遺跡	富田他,1981	18	辻堂遺跡	恋河内,1995	D	物見塚古墳	菅谷,1984

であり、低地域の大规模な人工的な灌漑施設の開鑿は極めて未発達であったことが推定される。したがって、該期には集落や耕地が未開墾の原野によって隔てられているような景観が想定されるであろう。

古墳時代前・中期

この地域では、古墳時代前期に入ると一転して低地内に後張遺跡群（立石、1983他）を始めとするような大规模な集落が出現し、それまでの集落古地や規模とは一定の断絶を認めることが可能である。また、この低地域には灌漑用水や排水に関連すると考えられる水路状遺構がしばしば検出され、急速な低地域の水田開発の状況を窺い知ることができる。

古墳時代の用排水路と考えることのできる遺構は、本庄市社具路遺跡（長谷川、1987）、本庄市一丁田遺跡（富田他、1984）等があり、また、近接する地域においても美里町日の森遺跡（菅谷他、1978）、北貝戸遺跡（菅谷・坂本、1977）、また岡部町地神祇A・石碓B遺跡（佐藤、1978）、西浦北遺跡（佐藤、1979）等の例をあげることができるなど、古墳時代においては頻繁にこれらの水路が開鑿されていた様子を窺うことができる。

また付近の丘陵部には、鷲山古墳、金鑽神社古墳（坂本他、1986）をはじめとする所謂「古式古墳」が継起的に造営され、後期においてもこの丘陵の南斜面を中心に塚本山古墳群（増田他、1977）や生野山古墳群（菅谷、1973）等が形成されていることも、この地域の開発と政治的な状況の推移を考える上で注目すべきであろう。

古墳時代後期

古墳時代後期を中心とした集落跡は、後張遺跡（増田他、1982・立石、1983）や今井川越田遺跡（磯崎、1996・伴瀬、1997）等の大规模なものと共に、児玉条里遺跡の周辺に限定しても堀向遺跡（徳山他、1995）、藤塚遺跡（徳山他、1996）等の小規模な集落も広汎に展開している。このような小規模な集落は、本庄台地縁辺部に点在し、鬼高期集落が検出された古井戸遺跡（井上他、1986）や、和泉期を含む鬼高期の集落に古井戸南遺跡、和泉期の平塚遺跡（徳山他、1994）等があり、この地域では古墳時代中期以降には台地縁辺部に比較的小規模な集落が点在するような景観を想定することができる。また、古墳時代後期を中心とする集落遺跡は、現女堀川に沿う自然堤防上に比較的濃密に占地する傾向があり、先の後張遺跡や今井川越田遺跡のほか、川越田遺跡・梅沢遺跡（富田他、1981・恋河内、1993）、東牧西分遺跡（恋河内、1995）、共和小学校校庭遺跡（恋河内、1989）、辻堂遺跡（恋河内、1995）、南街道遺跡（恋河内、1996）等が連鎖的に展開している。

律令期

児玉条里遺跡の所在する児玉町は、古代武蔵国の北部の児玉郡に比定される区域に相当している。また、児玉郡の北側は加美郡に、南側では那珂郡、榛沢郡、秩父郡に接しており、東西側は一部で上野国に接している。児玉郡におい

ては、現在までに都衛に比定される遺跡は、幾つかの推定がなされているとはいえ、これに相当する明確な遺跡は確認されていない。

古代の集落跡には真間期以降、将監塚・古井戸遺跡(赤熊他1988)、八幡太神南、立野南、今井遺跡群(富田他、1981)、辻ノ内遺跡(鈴木1991)等が存在し、また、これらの遺跡群のある台地の北西側には、神川町から上里町に及ぶ白樹原・松下遺跡(篠崎他、1991)が存在している。このような集落は、真間期以降に突如として設営される集落であり、基本的に本庄台地の高燥な平坦面に広い集落域を設定するという特徴を有している。ともあれ、この付近の低地を臨む本庄台地面に相当する区域は、古代集落の比較的集中する区域であると考えられることができる。

また、古代の集落を考える上で忘れてはならない点は、同時期にある丘陵部や山地内の遺跡である。児玉条里遺跡を臨む区域においても、阿知越遺跡(鈴木他、1983)等の集落跡が認められ、あるいは丘陵内の支谷に面する大久保山I遺跡(小川他、1980)等を認めることができる。また、山地内の遺跡には塔ノ入遺跡や橋ノ入遺跡(鈴木、1985)等があり、近年の発掘調査においても上武山地内に小規模な遺跡の点在する状態が確認されている。これらの山地内の遺跡は、先の平野部の集落と有機的な関連の中で存在したものと考えるべきであり、決して孤立し単独で存在していたものではないことが推定される。

児玉郡における中世の開始は、児玉党系の在地領主層の出現によって特徴づけられるであろう。児玉条里北部の区域においても武蔵七党の一つである児玉党の真下氏あるいは蛭川氏の存在が推定され、居館跡の比定地についてもそれぞれ複数の地点を認めることができる。これらについては具体的な調査が充分ではないとはいえ、例えば真下氏についてみれば大字上真下あるいは下真下に所在する館跡の何れか、蛭川氏については大字蛭川に所在する複数の館跡がこれに相当するものと考えてよいであろう。また、児玉条里南部の区域には、浅見氏の居館と考えられる「関根氏」館跡(菅谷、1981)、あるいは「武井氏」館跡が存在している。また、これ以外に城の内遺跡の居館跡(恋河内、1997)の存在や、時期は降るが毛無し屋敷遺跡(恋河内、1995)の存在についても注意しておくべきである。

ともあれ、ここに報告する児玉条里遺跡は、古代以降も継続的に維持・管理され今日まで残されてきたのであれば、このようなこの地域の歴史的推移の中で再編され位置づけられていたことを積極的に評価して行かなければならないのであろう。

第Ⅲ章 地表に残された条里の遺構

1. 児玉条里遺跡と灌漑の系統

児玉条里遺跡は、児玉郡児玉町の共和地区に展開しており、大字上真下、大字下真下、大字蛭川等に所在しているが、今回報告する女堀川の北側の区域とともに、女堀川を挟んだ南側にも明瞭な条里形地割を認めることができる。ここでいうところの児玉条里遺跡とは、児玉町に所在する「埼玉県遺跡地図」に搭載されたNo.54・285遺跡、No.54・121遺跡、No.54・122遺跡の総称である。このうち、現「女堀川」の北側に相当する今回の報告に関わる地区を“児玉北部条里遺跡”(No.54・285)、「女堀川」以南の区域を“児玉南部条里遺跡”(No.54・121・122)と呼称する。

児玉条里の遺構

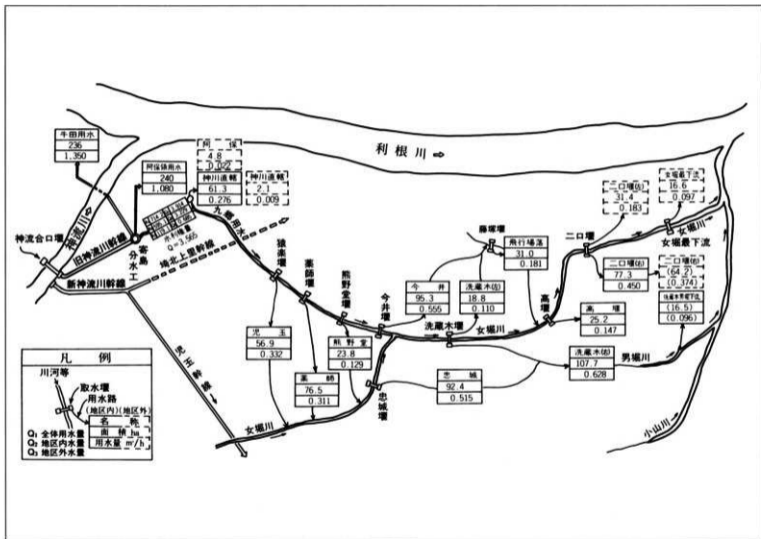
これらの条里遺跡を特徴づけるのは、現地表に認められる一町方格の径溝網であり、このような方格の整った反復を条里の坪割ないしは条里形地割りの遺構と見做すことができる〔基礎資料図1～6〕。このような方格地割りに伴う、所謂「条里呼称法」については、今日までに地名や土地の呼称においてこれに該当するものが残されておらず、字名あるいは近世の小名においても明瞭な復元は困難である〔基図7〕。ただし、現在も本庄市域に残されている「久城」という地名が「九条」に相当する可能性があり、これを踏まえて復元することもできないわけではないが、その検証の方法を見つけないところから、ここではこれを行わない。

金田章裕氏は、一辺約109mの方形区画である一町方格の径溝網と六町方格の里の条里呼称法とからなるシステムに「条里プラン」という語を充て分析された(金田、1985)。しかし、児玉条里においては一町方格の地割については明らかであるとはいえ、このようにその条里呼称法の復元が困難である。したがって、児玉条里遺跡については、この金田氏の「条里プラン」については直接扱うことはできない。ここでは一町方格の径溝網について、条里形地割と仮称して記述をすすめることにしたい。したがって、ここでいう「児玉条里」とは、この意味での呼称である。

また、条里坪割り内の土地の区画についても、いわゆる「長地型」あるいは「半折型」というような明瞭な傾向を認めることはできない。したがって、ここで扱う児玉条里遺跡とは、一町方格の径溝網による坪割が認められる区域について「条里遺構」として扱い、またこれに接する区域についても対比的に取り扱うことにしたい。

児玉郡の灌漑用水に関わる自然的な集水域は比較的狭く、その水量は乏しい。

第5図 九瀬用水の現況用水系統



児玉条里遺跡（以下、単に児玉条里とする）を灌漑する基幹となる灌漑用水は、言うまでもなく「九郷用水」である。九郷用水は、神流川取水堰の一番堰であり、享保二年（1717）の二番堰「牛田・川除堰」（現群馬県藤岡市）および同年の三番堰の「安保領用水堰」（現埼玉県神川町）との争論の結果、下流域の七堰と「九郷堰」との取水比率は、九郷六分、下流の七堰で四分という比率に定められ、以後これを慣行とした。その後、近代においては取水技術の革新によって取水比率が変化したが、今日では神流川の下久保ダムの建設や今次の圃場整備に伴うパイプラインの設置によりこれらの問題は解消した。

ともあれ、九郷用水の水源は上武国境を流れる神流川であり、この神流川から取水した用水を九郷用水流域の幾つもの分水堰で分流し、各地区の水田を灌漑している。このような九郷用水の分水関係は、古くからの慣行があり、決して近代になって成立したものではないことは注意されるべき点である。

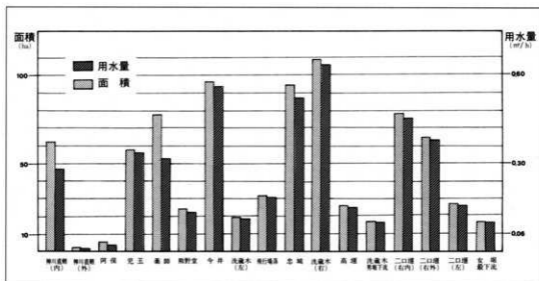
用水の開鑿時期

この九郷用水の開鑿については、その最も古い史料が天正15年（1578）の北条氏邦印判状であり、これを遡ることは確実であるが、その具体的な開鑿年代については開鑿主体の想定に基づく中世前期開鑿説と中世後期開鑿説および古代開鑿説があり、その内部でも幾つかの見解が認められる（鈴木、1989）。しかし、今日では考古学的調査による成果が蓄積されており、古代に開鑿されたものであることは疑い得ないであろう。この「九郷用水」の開鑿時期の問題については、これまでに幾度か述べたところであるが、ここで再び簡単に要約しておこう。

「九郷用水」は、その埋没流路が天仁元年（1108）の爆裂にかかると推定される浅間山系B軽石（As-B）に覆われていること。また、「九郷用水」から取水していたと考えることのできる「真下大溝」（鈴木、1989）の開鑿年代が、遅くとも8世紀初頭頃まで遡り得ること。また、「九郷用水」を前提に開鑿されていると考えることのできる「児玉条里」の坪線に沿った直線的な小溝【図6】から真間式に相当する完形品の坏が二個体【図6・1・2】が入れ子の状態で検出されていること。あるいは、後に触れるように「九郷用水」の開鑿に伴って放棄されたと考えられる“蛭川河川跡”が、古墳時代後期以降に埋没が開始され廃絶したと推定されることなどから、おそらく「九郷用水」は8世紀初頭頃までに開鑿されたことが推定される（註1）。

用水の分水堰

この児玉条里を灌漑する幹線水路である九郷用水から分水される堰は数多く認めることができるが、直接九郷用水の本流から分水する堰は、「猿楽堰」、「葉師堂堰（釈迦堂堰）」、「熊野堂堰」、「今井堰」、「忠城堰（忠四郎堰）」、「竹鼻堰（竹ノ鼻堰）」、「神田堰」、「藤塚堰（不二塚堰）」、「洗蔵木堰」、「高関堰」、「ニツ口堰」、「観音堰」の12堰である。しかし、これらの各堰は分水量によってそれぞれ対等・



九郷用水の用水量と灌漑面積

等質ではなく、また、上記の各堰の他に「サシカマド分口(八千竈分口)」や「亀尻堰」、あるいは現在の本庄市域に相当する小規模な堰等も加えると更に多数の堰があり、分水堰の捉え方によってその数も異なるであろう。この九郷用水流域の灌漑の系統と分水量については、表および図のとおりである。

2. 九郷用水と分水堰

ここで九郷用水の用水系統を、用水と分水堰の系統に沿って概観してみよう。九郷用水の水源となる神流川からの取水口は、神川町大字新宿字寄島にあり、近世には蛇籠による「メ切洗堰」という方式によって取水していたようであるが、後に下流域との水争いによって禁止され取水口の掘削によって行われるようになった(註2)。用水はその後、標高を徐々に下げながら崖線伝いに流下し、標高の幾分高い区域を北に迂回しながら、神川町大字植竹の「猿楽堰」ではじめて灌漑用水としての分水が行われる。この「猿楽堰」で分水された用水は、児玉町大字八幡山方面を灌漑するものであり、この「猿楽堰」から分水された水路については、別稿(鈴木、1996)で触れたところである(第V章において再論する)。なお、九郷用水の本流は、児玉町大字保木野において八幡山や大字吉田林方面を灌漑する用水を分水する「葉師堂堰」を設け、さらに神川町大字八日市との境で児玉町大字金屋方面の山間部に発する赤根川の水を合わせている。また、この堰の少し下流においては、八日市、八幡山、吉田林方面を灌漑する猿尾状の平行水路をもった分水堰が認められる。続いて、用水の本流は

九郷用水取水量比

神川直轄	猿楽堰	美師堰	熊野堂堰	今井堰	洗蔵木堰		高堰	二口堰		女塚下流	その他
					左	右		左	右		
7.84%	8.48%	7.95%	3.3%	18.04%	3.9%	18.5%	3.7%	4.6%	25.73%	1.4%	0.36%

八日市地内において「熊野堂堰」に至り、児玉町大字上真下方面を灌漑する「地藏堰」を分流している。本流は、上真下地内に入ると「今井堰」によって、先に「熊野堂堰」等で分水された用水堰へと合流する「九郷落し」という水路を分けている。ここで分水された九郷用水の二つの流れは、それぞれ「九郷用水北流」、「九郷用水南流」と呼ばれる。

九郷用水北流

「九郷用水北流」は、上真下地内では「中堰」とも呼ばれるが、さらに「竹鼻堰」で大字蛭川方面を灌漑する「竹ノ鼻堰」を分けている。この「竹鼻堰」の下流域においては、児玉条里の北部地区内を条里形地割に沿った直線的な水路となり、「九郷用水北流」本流においても同様に直線的な流路をとるようになることに注意すべきであろう。また、この本流から分かれた用水堰についても基本的には方格地割りに沿った流路が採用されるなど、上流域の用水路の姿とは変化していることに注目しておきたい。この区域では、支流のひとつからさらに水田への分水を果たすために「神田堰」を設け、各一町方格の坪割を灌漑する導水路へと分水している。

この区域では「九郷用水北流」は条里形地割に沿って直線的に東方に流下し、「蛭川埋没河川跡」（鈴木、1996他）の低地帯の手前でこれを避け、低地帯に沿ってやや蛇行しながら北側に方向を変えている。この北流の本流は、現児玉町域から本庄市大字今井の境に入ると「藤塚堰」を設け、今井方面へ更に北へと延びる本流と、条里形地割に沿って東流する「藤塚堰」に分水される。この「藤塚堰」は、児玉町大字蛭川と本庄市大字今井の境界をなす「蛭川河川跡」の蛇行する低地帯を避けて、その北側に沿うように曲折しながら直線的に開鑿されており、この河川跡の低地帯がこの用水路に先行して存在していたことを端的に示している。その後、北部用水北流は、大字高園付近で現在「女堀川」と呼ばれている「九郷用水南流」へと落とされて合流する。

九郷用水南流

「九郷用水南流」は、その両岸に自然堤防が発達しているところから、古くからの自然河川の流路であったと考えることができるが、この「南流」本流の用水は、基本的にその流域である大字蛭川等の灌漑に用いられることなく流下し、この区域では排水堰として機能している。この「南流」は、「洗蔵木堰」で本流の南北へと用水路を分けている。この分水堰は、女堀川の北側の一部の区

域を灌漑しているとはいえ、その分水量から考えるならば北側への分水は副次的なものとするべきものであり、その用水の大半は下流域に相当する現在の本庄市域の条里水田を灌漑する水源として利用されるものである。本流である「女堀川」の南側に分水された用水は、「サシカマド分口」を経て、「浅見堀」ないしは「中カ堀」へと分水される。この用水堀は、本庄市大字四方田では「大堀」と呼称を変えながら、「観音堀」で分水され東富田、北堀方面を灌漑している。この水路は、下流域で現在「男堀川」と呼ばれる基幹的な水路である。一方、「九郷用水南流」の本流である「女堀川」の流路は、先の「九郷用水北流」を合わせて大字高岡と本庄市大字四方田の境付近の「高岡堰」で「鍛冶屋堀」を分け、さらに本流は大字北堀地内で「二ツ口堰」を設けている。

その他の系統

このほか、九郷用水の水系で主要な用水路は、「熊野堂堰」で分水した流路であろう。この用水堀は「忠城堰」を経て、「女堀川」以南の大字蛭川方面へと流れる「地藏堀」ないしは「大堀」を分け、「矢堀」と名称を変えながら入浅見地内の「亀尻堰」で更に分水されている。

以上のようなひとつの大きな体系をなす九郷用水の灌漑系統の内でも、ここで報告する兒玉北部条里遺跡に直接関わる用水堀は、「今井堰」、「竹鼻堰」、「神田堰」の三堰であり、また報告区域の北端に「藤塚堰」が所在していることが注意される。

3. 条里水田の灌漑方式

兒玉条里の各水田を灌漑する、九郷用水の開鑿路線についての基本的な考え方は、以下のような諸点から旧兒玉郡域を体系的に灌漑する目的をもったものであったことが窺われる。

- ① 金鑽川・赤根川水系の低地域を灌漑するのに適合した水準を得るために、開鑿路の標高が設定されていること。
- ② 灌漑すべき各区域には、それぞれ個別の分水堰を設けて用水を確保しており、水田からの排水はさらに下流域で反復利用されていること。
- ③ 自然的な河道である「女堀川」の流路に落とし、下流域の灌漑用水としてその流域の両岸ではこれを用いていないこと。

以上のうち①は、神流川取水堰と崖線から台地上に迂回する標高が、この灌漑目的の低地域から逆算されて設定されていることから容易に推定することができる。また、②については、分水堰から灌漑に供される水田まで比較的長い距離をもった用水路が設置され、これらはしばしば平行して水田地帯を流下しているとはいえ基本的に隣接する水田をに引き入れられることはなく、その水

路に該当する水田まで用水が確保されている。このことは、③の現「女堀川」である「九郷用水南流」の流域である蛭川や高関の水田を灌漑することはなく、下流域に相当する現本庄市域の水田を灌漑する用水として確保されていることから窺い知ることができるであろう。ちなみに「九郷用水南流」の北側の区域においては、基本的に「蛭川埋没河川跡」を避けるように条里が施工され用水網が設置されているが、「竹ノ鼻堰」で分水された「竹ノ鼻堀」が、この埋没河川跡との比高差の少ない区域を越えて、これらの区域の灌漑用水とされていることは注目すべき点である。

灌漑の体系性

言い換えれば、九郷用水による灌漑方式は、基本的に各地区の条里水田の灌漑にそれぞれの分水堰と導水路を設置し、上流部から下流部に至るまで各々に用水が分配される系統的な体系性をもっていると見做すことができる。つまり、九郷用水はこの開墾の当初から郡域全体を灌漑する体系性をもって計画的に開墾されたものであり、ひとつの閉鎖系として機能する性質をもっている。もちろん、分水堰での用水量の最大値まで新しい開田が可能であろうし、また日常的な労働の累積による改変は認め得るであろうが、その体系の大枠については設定の当初より大きな変更を考慮することが困難である。

このような水系内での変更が極めて困難であったという点は、近世の水論においても端的に認めることができる。例えば、嘉永六年(1853)の分水争い(註3)では、保木野村、八日市村等が新田開発に伴って新堰五ヶ所と水車を設置したことで、九郷用水の下流域の村々から訴えられたが、結局新堰と水車が撤去となり、旧堰である「猿楽堰」、「薬師堂堰」、「熊野堂堰」のみに復されている。このような事件の顛末も、この九郷用水系の灌漑体系の変更の困難さを端的に示すひとつの好例として捉えることができるであろう。

このように九郷用水は、各分水堰によってその用水が利用される灌漑区域を明確に異にしており、仮に水田に用水が接している場合においても、直接その用水路から取水し得る機構にはなっておらず、堰で分水された水路はその該当する灌漑区域まで用水堰が延長される方式をもっていることに注意すべきであろう。

水田の灌漑

用水から水田の灌漑にかかる経路には、基本的に分水堰から各坪に個別の独立した導水路の水路があり、分水堰付近ではしばしば各々の水路が平行して走る所謂「狼尾状」の用水路の外観を呈している。このように条里地割りを構成する各坪は、基本的にそれぞれに基幹的用水路から用水を確保する形態をもち、分水堰から離れこの導水路と対応しない坪の区画に接する地点では、条里の坪線に沿って曲折しながら、該当する区画まで導水されるような形態をしばしば認めることができる。これに対して、一町方格の坪内にはこの導水路

から分水した水路を認めることができるとはいえ基幹的なものではなく、基本的には坪の内部は所謂「田越し灌漑」の方式を採用している。田越し灌漑にかかる用水は、各々の水田を灌漑しながら坪間の水路に排水されるが、これらの水は下流域では再び用水として用いられる、用水の反復利用の形態をとっていることも注目すべき点であろう。もちろん、先にみたように条里形地割りの各坪への灌漑は、それぞれ個別の導水路をもっているところから、基本的にはこの田越しを経て排水された用水のみで灌漑されているわけではない。

このような比較的明瞭に条里地割りの認められる区域のほかにも、その縁辺部の区域では、しばしば用水と排水が同一の取水口から行われる場合が存在する。このような用排水形態をとる水田においては、区画の他方に水路が設けられておらず、上記の条里水田の灌漑の一般的な方式とは大きく異なったものである。おそらく、このような水田は、先にみたような九郷用水の用排水系統の体系に付随する体系外の灌漑方式による第二次的な耕地として捉えられるものであり、しばしば水田の区画に乱れが認められることもこの点を示唆するものであろう。また、整った径溝網に圍繞されない水田についても、その用水量が比較的乏しく、相対的に不安定な耕地であると考えることができるところから、やはり第二次的な開田にかかる可能性を積極的に検討すべきであろう。

註

- (1) 「九郷用水」や「蛭川埋没河川跡」については、別稿（鈴木、1996）に要約的に述べたところがあり、これを参照されたい。また、この地域の開発と土地利用については、この別稿とともに（鈴木、1997・1998）に要約的に提示したところである。
- (2) 九郷用水については、いくつかの分析があるが、近世の状況については、長谷川典明氏、野口泰宣氏らの記述を参考にした（児玉町史編さん委員会、1989・1990）。
- (3) 嘉永六年用水出入一件用留。「九郷用水関係資料集」[史料-38他]（児玉町史編さん委員会、1989）。なお、具体的な水がかりの調査については、児玉町史編さん係の協力を得て共同で実施したものである。とりわけ野口泰宣氏には様々なご協力と共に懇切な御教示を得たことを銘記しておきたい。

第Ⅳ章 地下に残された条里の遺構

1. 埋没条里遺構の概要

兒玉条里遺跡の発掘調査は、今回の県営ほ場整備事業によって破壊される幹線排水路計画路線区域を中心に実施した。また、必要に応じて現存する条里遺構と埋没条里遺構との相互関係を確認するために、条里形地割りの残存している区域を中心に一町方格の坪線交点付近に調査区を設定して行った。しかし、発掘調査が基本的に幅約2 m弱の幹線排水路部分に限定されるところから、断面調査を中心に実施することになった。

ここで報告する兒玉北部条里遺跡の各調査対象区においては、比較的均質な土壌によって構成される水田耕作土層と、粒子が粗く鉄分とマンガンの凝集する水田床土層をひとつの単位とする、複数の水田層の重畳が確認されている。

水田層の年代

これらの各水田層は、浅間山系A軽石(As-A)と、浅間山系B軽石(As-B)を鍵層としてそれぞれの土層の形成時期を相対的に区分することができる。具体的には、天明三年(1783)の浅間山の爆裂で噴出した浅間山系A軽石を均質を含む耕土層を近世以降の水田層として捉えることができる。また、天明元年(1108)に噴出したとされる浅間山系B軽石を含む層は、同様に概ね中世から近世初期までに形成された水田層として捉えることが可能である。もちろん、これらの軽石粒が純層の状態で堆積している場合は、爆裂に比較的近い時期に堆積したものであると考えることができるが、このような堆積状態は限られた地点に認められるに過ぎず、大半の区域では耕作土層中に均等に含まれており、耕作による攪拌によって形成されたことが容易に判断しうるものである。

この区域では、この二つの軽石粒の混入状態を軸に、これを含まない土層の形成時期を相対的に位置づけることができる。例えば、浅間山系B軽石を含む層下から検出される水田層は、古代に形成された水田層として把握することができる。また、これらの軽石を多量に含む水田層や床土の間にも軽石の混入の少ない水田層等が挟み込まれている場合がしばしば認められ、遺物の出土が極めて稀なそれぞれの水田層の形成年代を相対的に区分することができる。

耕作の中断

これらの各水田層の相互は、それぞれの層の境界に水平な不連続な面が形成されている場合が普通であるところから、各層の区分は極めて明瞭になし得るが、これは各時期の継続的な耕作に伴う田床面の形成によるものである。また、このような耕作土層の重畳堆積は、一定の土壌の堆積を前提とするものであり、層厚の厚い独立した水田層の形成は、耕作の中断と再開の過程を窺わせるものである。実際、各時期の層厚には一定の傾向が認められ、古代から中世の水

田層にはしばしば厚い堆積が認められるところから、これらの時期に耕作の中断を予想することができる。また、近世以降では水田床土層が連続的、累重的に上昇する傾向が顕著であり、継続的な土壌の供給と連続的な耕作の過程を推定することが可能である。

なお、昭和61年度、昭和62年度調査については（鈴木他、1991）に、昭和63年度昭和64年度調査については（徳山他、1994）に、平成元年度調査については（徳山他、1995）に、それぞれその概要を述べたところである。ここでは、比較的明瞭に古代に遡り得る遺構が検出された、児玉北部条里の西側（61工区）と東側（1工区）の区域を中心に報告する。

2. 児玉条里西側区域の埋没遺構

児玉北部条里遺跡の西側に相当する発掘区（61工区）における発掘調査は、県営ほ場整備事業の幹線排水路計画部分と、坪交点部分に設定した調査区について実施した（註1）。この工区における調査対象区西側の相対的に低位の区域では、整然とした明瞭な条里形地割りが確認されており、上記のような各時期の水田層の重畳を確認することができる。このように重層的に水田層の堆積が確認される調査対象区西側の区域に対して、調査対象区東側のやや高い区域においては、条里形地割りが不鮮明で、古代の水田層が確認されない傾向が認められる。このような状態は、この区域に土壌の流入量が少なく、逆に流出傾向をもっている為に生じた現象であると考えられることもできるが、むしろ条里地割りが施工されていない可能性を積極的に検討すべきであろう。

埋没畦畔

現行の条里形地割りの下層から検出された埋没遺構は、坪交点2調査区において東西方向の坪線に一致する畦畔状遺構を検出することができた。この遺構は、浅間山系B軽石を含む層より下層で検出されているところから、古代の水田層に伴う畦畔であると推定することができる。また、この畦畔状遺構の上部に中世および近世の水田層が確認され、現状の畦畔の位置に重畳する累積的な畦畔の状態を捉えることができた。なお、この畦畔状遺構は南北方向の坪線の位置において後世の水田耕作による切断を蒙っており、その延長を確認することはできなかった。

埋没溝渠

また、坪交点1、3、4の各調査区においても、現行の方格地割りに極めて近い位置から古代の畦畔に並行すると推定される溝状遺構が検出されている。このように、この区域では浅間山系B軽石を含む層の下位から畦畔や溝渠が確認されており、現行の条里形地割りの形成が古代に遡ることを確認することができる。中でも、坪交点1調査区で検出された第1号溝は、古代水田層の下位

から検出されており、坪線畦畔に沿うように東西方向に直線的に開鑿されているものであり、その検出された位置や方向が条里形地割りに一致している。また、この溝状遺構からは、真間式に相当する完形品の坏二点〔図6・1・2〕が「入れ子」の状態出土しており、その出土状態から後代の混入とは考えることができないところから、この区域の条里形地割の施工年代を知る上での極めて良好な資料であると考えられることができる。この溝状遺構の北側では、古代水田層の下部に水平な土層の堆積が確認されているところから、この溝状遺構にかかわる水田層である可能性があろう。このほか、坪交点4調査区からは、鉄線および鬼高式の坏の破片が検出されている。しかし、この坏は比較的摩滅の激しい破片資料であるところから、ここでは後代の再堆積に伴う混入によるものと考えておきたい。

土層断面の形態

このように、東西方向においては古代の条里形地割りが検出されているのに対して、南北方向の畦畔の下部においては明確な遺構を検出することができなかった。ちなみに、これらの南北方向の坪線は、ほとんどが「今井堰」を経て「竹鼻堰」から分水された「竹鼻堰」ないしは「中堰」と呼ばれる用水堰からの導水路を伴っているが、各坪の水田に導水するこれらの小溝の断面観察においては、頻繁な堀洩いの痕跡が認められ、古代に遡る土層を確認することはできなかった。しかし、古代に遡る畦畔や溝渠の存在を考えるならば、この区域に古代水田層が広汎に分布している状況を積極的に評価すべきであろう。なお、南北方向に延びる現状の畦畔は、相対的に幅広の形態をとるが、天明三年の浅間山の爆発時に降灰した軽石をこの畦畔脇にかき寄せた結果に形成されたものであることが、坪交点3、4、5の各調査区において確認することができた。

溝状遺構

このほか、比較的規模の大きい溝状遺構である調査区Fの第1号溝状遺構は、その流路が現「九郷用水北流」に並行し、その方向や位置から「九郷用水」との関連が窺われる。この溝状遺構の開鑿時期は、最下層より国分式土器が出土しているところから古代に遡るものである可能性が高いとはいえ、この溝の延長方向が条里形地割りの坪交点にはほぼ一致している点には注意すべきであろう。

調査区A5で検出された大溝は、おおよそ東西方向の流路をとるが条里の走行とは一致していない。この溝状遺構は、複数回の掘り返しが確認され、当初の流路と掘り返し後の流路ではその方向が幾分異なっている。なお、二度目の掘り返しに対応する溝の最下層から出土した土器は、9世紀代に相当すると考えることのできる国分式土器である。さらに、三度の掘り返しの後に浅間山系B軽石が堆積し、その上部に中世水田層が確認されるところから古代に開鑿され中世のある時期には既にその機能を停止していたものと考えてよいであろう。

3. 児玉条里東側区域の埋没遺構

この児玉北部条里遺跡の東側に相当する調査対象区(1工区)においては、浅間山系B軽石(As・B)を含む層の下位に条里形地割に沿った溝状遺構が確認されている。この4号溝状遺構(徳山他,1995)は、ほぼ東西方向に条里形地割に沿って検出されており、浅間山系B軽石を含む中世水田床土によって被覆され、しかも溝の覆土中にこの軽石を含まないところから古代に遡るものであることが確認される。

埋没畦畔

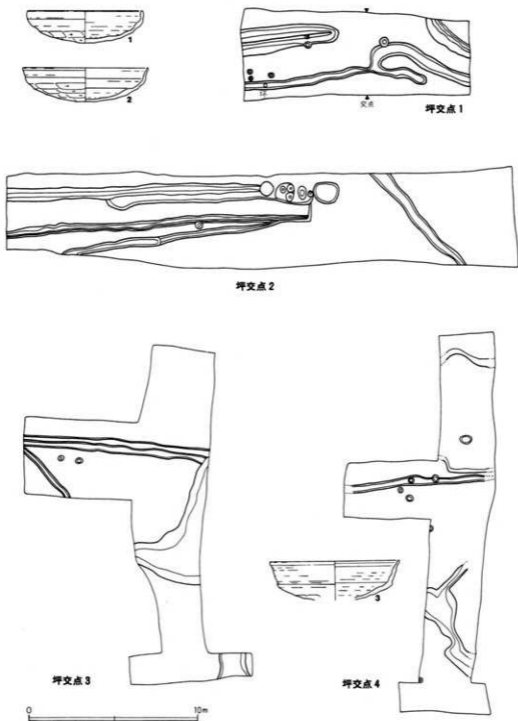
また、Ⅳ区の比較的規模の大きい坪線上の畦畔では、断面観察によって浅間山系B軽石を含む中世の畦畔の下部に僅かな畦畔状の高まりが確認され、古代水田耕作土と類似しているところから、これに伴う畦畔の一部であると考えられることができる。これらの古代水田層や畦畔の痕跡は、少なくとも天仁元年(1108年)の浅間山の爆裂以前に遡るものであり、この区域の条里の施工が古代まで遡るものであることを確認することができる。しかし、条里の坪線に相当する小規模な畦畔については、調査範囲が狭小であり、しかもこれらが継続的に耕作されるという基本的な性格をもつ遺構であるためか、明瞭な埋没遺構を確認することはできなかった。ともあれ、この調査対象区において条里形地割に沿った溝状遺構や畦畔の一部が古代に遡ることが確認されたことは、この区域の条里の施工が古代まで遡ることを窺わせるものである。

水田層の年代

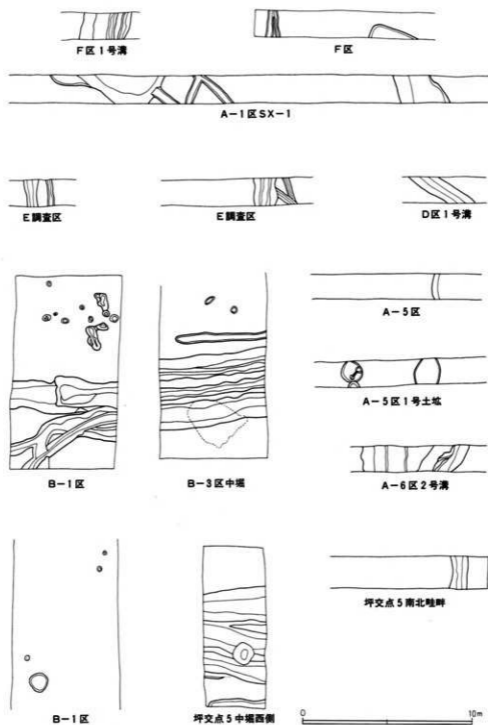
なお、これらの各調査区では、普遍的に浅間山系B軽石(As・B)を含む耕作土層およびこれに対応する床土層が確認されている。また、Ⅳ区の南北の条里坪線以西では、普遍的にB軽石(As・B)を含む土層の下層において古代水田耕作土層が検出されている。これらの諸点と先の古代に遡る遺構の存在を積極的に評価するならば、この地区の条里形地割区域の大半が古代に遡り得るものであることを推定しうるのであろう。しかし、この地割の縁辺部に相当する水田においては、その地割が古代に遡り得ない部分のあることも確認されており、これらの把握には注意を要するものである。

条里未施工区域

なお、条里形地割の中であって水田の見られない柿島遺跡(村上,1995)では、現耕作土の下部においても畑作に関わると推定される土層が認められるが、その下層は古墳時代の住居跡の確認面であり、所謂「旧表土層」に相当する黒色土層である。この黒色土の堆積が古墳時代以前に遡るものであることは確実である。したがって、この区域は条里区画の直中にあるとはいえ、明確な水田化の痕跡を認めることができず、しかも条里区画の痕跡も認められない区域であることは注意すべき点である。ちなみに、これらの区域は、所謂「島畑」のような周囲の土を掻き上げることによって形成された景観と考えることは難しいところから、他の要因を検討すべきであろう。

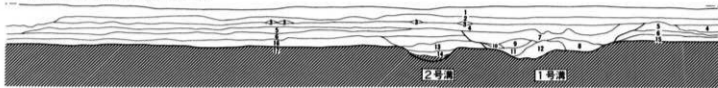


第6图 児玉北部条里遺跡 (61工区) (1)

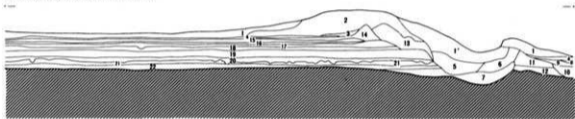


第7图 兒玉北部条里遺跡 (61工区) (2)

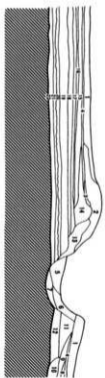
B-1区北端1, 2号溝東側セクション



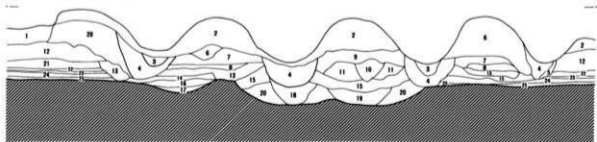
坪交点5南北陸畔セクション



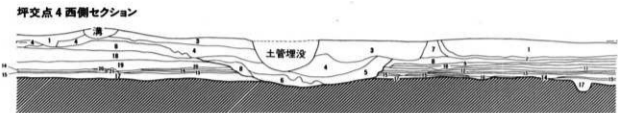
坪交点5南北陸畔セクション



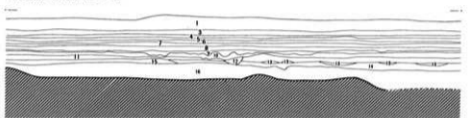
坪交点5西側セクション



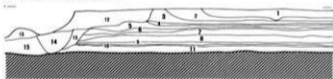
第8図 見玉北部条里(61工区)堤断面図(1)



坪文点4 西側セクション



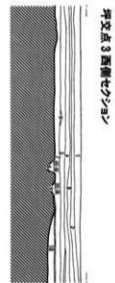
坪文点4 南側セクション



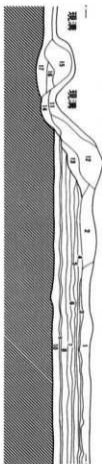
坪文点4 北側セクション



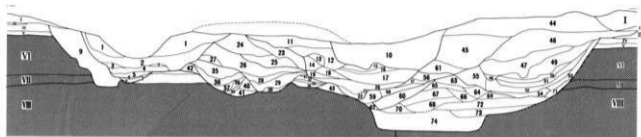
坪文点4 西側セクション



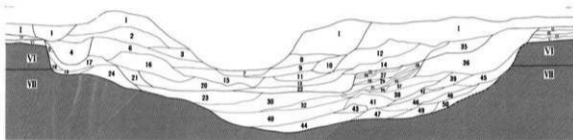
坪文点3 南側セクション



第9図 児玉北部桑里(61工区)堀断面図(2)



九郷用水B-1区北端セクション



九郷用水A区東側セクション

第10図 九郷用水北流断面

第五北部奥平湧出 基本土層

- 第1層 砂作土 浅間山系火砕石(Aa)混入。
- 第2層 暗灰色土 浅間山系火砕石(Aa)二次堆積。
- 第3層 黒褐色土 白色砂子混入。
- 第4層 暗灰色土 白色砂子混入。
- 第5層 暗褐色土 マンガン塊多量。

第五北部奥平 九郷用水A区東側土層

- 第1層 暗灰色土 浅間山系火砕石少量、小石混在。
- 第2層 暗灰色土 砂質。
- 第3層 暗灰色土 砂質均質。
- 第4層 暗灰色土 浅間山系火砕石少量、砂質均質。
- 第5層 暗灰色土 砂質、プロット多量。
- 第6層 暗灰色土 軽石混入、上部土層。
- 第7層 暗灰色土 砂質と砂層が互層。
- 第8層 暗灰色土 砂質土層、反応物少量、浅間山系火砕石少量。
- 第9層 砂質層。
- 第10層 暗灰色土 砂質少量、鉄屑混在、ピロース鉄を含む。
- 第11層 砂質層。
- 第12層 暗灰色土 砂質土層、浅間山系火砕石(Aa)混在。
- 第13層 暗灰色土 鉄屑・砂多量、反応物少量。
- 第14層 暗灰色土 砂多量、浅間山系火砕石少量。
- 第15層 砂質層。
- 第16層 暗灰色土 軽石混入、鉄屑多量、反応物少量。
- 第17層 砂質層。
- 第18層 暗灰色土 互層プロット。
- 第19層 砂質層。
- 第20層 砂質層。
- 第21層 暗灰色土 砂質均質。
- 第22層 暗灰色土 砂質多量。
- 第23層 砂層、大きな塊多量。
- 第24層 砂質層。
- 第25層 暗灰色土 鉄屑均質、砂少量。

第五北部奥平 九郷用水B-1区北端土層

- 第26層 暗灰色砂質 砂多量。
- 第27層 暗灰色砂質 砂少量。
- 第28層 暗灰色砂質 砂多量。
- 第29層 暗灰色砂質 鉄屑多量、反応物少量。
- 第30層 砂質層 塊層が互層。
- 第31層 暗灰色砂質 塊多量。
- 第32層 砂質層 塊少量。
- 第33層 暗灰色砂質 砂少量。
- 第34層 砂質層 浅間山系火砕石、小塊混在。
- 第35層 暗灰色土 小塊多量。
- 第36層 暗灰色土 ピロース鉄混入。
- 第37層 暗灰色土 砂質少量。
- 第38層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第39層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第40層 暗灰色土 砂・塊が互層。
- 第41層 暗灰色土 砂多量、反応物少量。
- 第42層 暗灰色土 砂多量。
- 第43層 砂層 塊が互層。
- 第44層 砂質層 塊少量。
- 第45層 暗灰色土 鉄屑均質、反応物少量。
- 第46層 暗灰色土 砂・塊互層。
- 第47層 暗灰色土 砂・塊互層。
- 第48層 暗灰色土 砂・塊均質。
- 第49層 砂層 塊(小)。
- 第50層 暗灰色土 鉄屑多量、塊少量。

第五北部奥平 九郷用水B-1区北端土層

- 第51層 暗灰色土 砂多量、塊少量。
- 第52層 暗灰色土 砂多量、反応物少量。
- 第53層 暗灰色土 塊(小)。
- 第54層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第55層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第56層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第57層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第58層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第59層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第60層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第61層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第62層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第63層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第64層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第65層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第66層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第67層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第68層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第69層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第70層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第71層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第72層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第73層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第74層 暗灰色土 鉄屑少量。

第五北部奥平 九郷用水B-1区北端土層

- 第75層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第76層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第77層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第78層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第79層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第80層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第81層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第82層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第83層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第84層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第85層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第86層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第87層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第88層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第89層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第90層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第91層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第92層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第93層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第94層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第95層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第96層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第97層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第98層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第99層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第100層 暗灰色土 鉄屑少量。

- 第101層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第102層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第103層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第104層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第105層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第106層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第107層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第108層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第109層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第110層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第111層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第112層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第113層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第114層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第115層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第116層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第117層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第118層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第119層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第120層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第121層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第122層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第123層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第124層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第125層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第126層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第127層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第128層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第129層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第130層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第131層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第132層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第133層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第134層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第135層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第136層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第137層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第138層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第139層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第140層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第141層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第142層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第143層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第144層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第145層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第146層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第147層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第148層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第149層 暗灰色土 鉄屑少量。
- 第150層 暗灰色土 鉄屑少量。



第11図 児玉北部条里遺跡（61工区）調査地点

児玉北部条里（61工区）B-1区北端1・2号溝東側土層

- | | | |
|------|-------|--|
| 第1層 | 現耕作土 | 浅間山系A軽石混入。 |
| 第2層 | 暗褐色土 | 浅間山系B軽石を均一に含む。粘性・しまりともある。 |
| 第3層 | 暗褐色土 | 浅間山系B軽石を多量に含む。粘性・しまりともある。 |
| 第4層 | 黒灰色土 | 白色粒子・鉄斑を微量含む。粘性に富みしまりを有する。 |
| 第5層 | 淡灰色土 | 鉄斑粒を均一に、白色粒子を微量に含む。粘性に富みしまりを有する。 |
| 第6層 | 暗灰色土 | マンガン塊を均一に、白色粒子・鉄斑を微量含む。粘性に富みしまりを有する。 |
| 第7層 | 暗褐色土 | 白色粒子を均一に、鉄斑・橙褐色粒子を微量含む。粘性に富みしまりはない。 |
| 第8層 | 暗褐色土 | マンガン塊・細砂粒を多量含む。粘性・しまりともない。 |
| 第9層 | 暗灰色土 | 鉄斑粒・白色粒子を均一にマンガン塊を微量含む。粘性・しまりともない。 |
| 第10層 | 暗灰色土 | 小石を多量含む。粘性・しまりともない。 |
| 第11層 | 暗褐色土 | 鉄斑粒・細砂粒を均一に含む。粘性・しまりともない。 |
| 第12層 | 暗褐色土 | マンガン塊を多量に、小石・細砂粒・鉄斑を微量含む。粘性に富みしまりを有する。 |
| 第13層 | 暗灰色土 | マンガン塊・白色粒子を微量含む。粘性に富みしまりを有する。 |
| 第14層 | 暗灰色土 | 白色粒子・マンガン塊・細砂粒を均一に含む。粘性・しまりともない。 |
| 第15層 | 暗灰色土 | 鉄斑・マンガン塊・白色粒子を多量に含む。粘性に富みしまりを有する。 |
| 第16層 | 黒灰色土 | マンガン塊を多量に含む。粘性に富みしまりを有する。 |
| 第17層 | 黄茶褐色土 | 自然層。 |

児玉北部条里（61工区）坪交点3西側土層

- | | | |
|------|-------|--|
| 第3層 | 灰色土 | 浅間山系B軽石・マンガン塊・鉄斑を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。 |
| 第4層 | 暗黄灰色土 | 鉄斑を均一に、浅間山系B軽石・マンガン塊を微量含む。粘性に富みしまりを有する。 |
| 第5層 | 暗灰色土 | マンガン塊・鉄斑を均一に、浅間山系B軽石を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。 |
| 第6層 | 黄灰色土 | 田床。 |
| 第7層 | 暗灰色土 | 鉄斑・浅間山系B軽石を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。 |
| 第8層 | 灰色土 | 鉄斑・マンガン塊を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。 |
| 第9層 | 灰褐色土 | 鉄斑を大量に、マンガン塊を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。 |
| 第10層 | 暗黄灰色土 | 鉄斑を多量に、マンガン塊を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。 |

児玉北部条里（61工区）坪交点3南側土層

- | | | |
|-----|-------|--------------------------------|
| 第1層 | 暗灰色土 | 浅間山系A軽石を均一に含む。粘性・しまりともない。現耕作土。 |
| 第2層 | 灰色土 | 浅間山系A軽石を多量に含む。粘性・しまりともない。 |
| 第3層 | 黄茶褐色土 | 鉄斑を多量含む。現耕作土田床。 |

第4層	灰色土	鉄斑・浅間山系B軽石を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第5層	黄灰色土	鉄斑を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。第4層田床。
第6層	暗灰色土	鉄斑・浅間山系B軽石を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第7層	暗黄灰色土	鉄斑・浅間山系B軽石を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。第6層田床。
第8層	暗灰色土	浅間山系B軽石を均一に、マンガン塊・鉄斑を微量含む。粘性・しまりを有する。
第9層	黄褐色土	鉄斑を多量に含む。粘性に富み、しまりを有する。
第10層	暗灰色土	白色粒子(軽石)を含まない。鉄斑・マンガン塊を均一に含む。粘性に富みしまりを有する。
第11層	暗緑灰色土	浅間山系A軽石を均一に、植物の腐食土を主体とする。粘性に富み、しまりはない。
第12層	淡褐色土	浅間山系A軽石・小石を均一に含む。粘性・しまりともない。
第13層	灰色土	浅間山系B軽石・鉄斑を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第14層	緑灰色土	鉄斑を微量含む。粘性に富み、しまりはない。
第15層	暗灰色土	浅間山系A軽石・マンガン塊を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。
第16層	灰色土	浅間山系A軽石純層。
第17層	黄灰色土	鉄斑を多量に、マンガン塊を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。

児玉北部桑里 (61工区) 坪交点4南側土層

第1層	暗灰色土	現耕作土。
第2層	暗茶灰色土	浅間山系A軽石・鉄斑を多量に含む。粘性・しまりともない。
第3層	暗黄灰色土	鉄斑を均一に含む。粘性に富みしまりを有する。
第4層	黄灰色土	浅間山系B軽石を微量、鉄斑を多量に含む。粘性に富みしまりを有する。
第5層	暗黄灰色土	鉄斑を均一に、浅間山系B軽石を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第6層	暗灰色土	鉄斑・浅間山系B軽石を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第7層	暗灰色土	浅間山系B軽石・鉄斑を均一に、マンガン塊を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
第8層	暗灰色土	浅間山系B軽石を均一に、鉄斑・マンガン塊を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
第9層	暗灰色土	浅間山系B軽石を均一に、鉄斑を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
第10層	暗黄褐色土	鉄斑を多量に含む。粘性に富みしまりを有する。
第11層	暗灰色土	鉄斑・マンガン塊を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
第12層	淡褐色土	浅間山系A軽石を均一に含む。粘性・しまりともない。
第13層	灰色土	浅間山系B軽石・鉄斑を微量に含む。粘性に富みしまりを有する。
第14層	暗灰色土	鉄斑を微量含む。粘性・しまりともない。
第15層	灰色土	鉄斑を均一に、浅間山系B軽石を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。

児玉北部桑里 (61工区) 坪交点4北側土層

第1層	灰色土	浅間山系A軽石を均一に含む。粘性・しまりともない。現耕作土。
第2層	暗灰色土	浅間山系A軽石・鉄斑を微量に含む。粘性に富みしまりを有する。
第3層	暗黄灰色土	浅間山系A軽石・鉄斑を均一に含む。粘性に富みしまりを有する。
第4層	黄灰色土	浅間山系B軽石・鉄斑を均一に含む。粘性に富みしまりを有する。
第5層	暗黄灰色土	浅間山系B軽石を均一に、鉄斑を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
第6層	暗黄灰色土	浅間山系B軽石・鉄斑を均一に含む。粘性に富みしまりを有する。
第7層	暗灰色土	浅間山系B軽石・鉄斑を均一に、マンガン塊を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
第8層	暗灰色土	浅間山系B軽石を多量に、鉄斑・マンガン塊を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
第9層	黄灰色土	鉄斑を多量に含む。粘性に富みしまりを有する。
第10層	黒灰色土	浅間山系B軽石より小さな白色粒子・鉄斑・マンガン塊を微量含む。粘性に富む。
第11層	暗灰色土	鉄斑・マンガン塊を均一に含む。粘性・しまりを有する。
第13層	黒灰色土	マンガン塊を均一に鉄斑を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
第14層	暗灰色土	マンガン塊・鉄斑を均一に含む。粘性に富みしまりを有する。

児玉北部桑里 (61工区) 坪交点4西側土層

第1層	暗灰色土	浅間山系A軽石を均一に含む。粘性・しまりともない。現耕作土。
第2層	黄灰色土	鉄斑を多量に、浅間山系A軽石を均一に含む。粘性に富みしまりを有する。
第3層	灰褐色土	浅間山系A軽石を多量に含む。粘性・しまりともない。
第4層	暗灰褐色土	浅間山系A軽石を多量に含む。粘性・しまりともない。
第5層	暗灰色土	浅間山系A軽石を多量に鉄斑を微量含む。粘性・しまりともない。
第6層	灰色土	浅間山系B軽石・鉄斑を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第7層	暗黄灰色土	浅間山系A軽石・鉄斑を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。
第8層	暗灰色土	浅間山系B軽石・鉄斑を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第9層	黄灰色土	鉄斑を多量に、浅間山系B軽石を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。
第10層	暗灰色土	浅間山系B軽石を均一に、鉄斑を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第11層	黄灰色土	鉄斑・浅間山系B軽石を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。
第12層	暗灰色土	浅間山系B軽石を均一に鉄斑・マンガン塊を微量に含む。粘性に富みしまりを有する。

第13層	暗黄灰色土	鉄斑を多量に、浅間B軽石・マンガン塊を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。
第14層	暗灰色土	浅間山系B軽石・マンガン塊を均一に、鉄斑を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
第15層	黄灰色土	鉄斑を多量に、浅間B軽石ブロック・マンガン塊を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
第16層	暗灰色砂層	浅間山系B軽石・マンガン塊を均一に、鉄斑を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
第17層	黒灰色土	白色粒子（As-Bより小粒）・マンガン塊を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第18層	暗黄灰色土	浅間山系B軽石・鉄斑を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。
第19層	暗灰色土	浅間山系B軽石を多量に、鉄斑・マンガン塊を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
第20層	暗黄灰色土	浅間山系B軽石・鉄斑を多量に含む。粘性に富み、しまりを有する。
第21層	暗黄灰色土	白色粒子（As-Bより小粒）・鉄斑・マンガン塊を均一に含む。粘性に富みしまりを有する。

見玉北部条里 (61工区) 坪交点5 南北畦畔土層

第1層	暗灰色土	現耕作土。
第2層	暗褐色土	浅間山系A軽石を多量含む。粘性しまりともない。
第3層	暗褐色土	浅間山系A軽石純層。
第4層	暗黄褐色土	鉄斑を多量含む。
第5層	暗灰色土	浅間山系A軽石を均一に、鉄斑を微量含む。粘性に富み、しまりはない。
第6層	灰色土	浅間山系A軽石を多量に、鉄斑を微量含む。粘性しまりともない。
第7層	淡褐色土	鉄斑を均一に、マンガン塊を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第8層	淡灰色土	鉄斑を微量含む。粘性に富み、しまりはない。
第9層	暗灰色土	マンガン塊を多量に、浅間B軽石を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第10層	暗灰色土	鉄斑・マンガン塊・浅間B軽石を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第11層	暗褐色土	浅間山系B軽石・鉄斑を均一に、マンガン塊を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
第12層	暗灰色土	浅間山系B軽石・マンガン塊を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。
第13層	暗褐色土	浅間山系B軽石を微量含む。粘性なく、しまりを有する。
第14層	灰色土	浅間山系B軽石を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第15層	暗灰色土	浅間山系B軽石・鉄斑を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第16層	暗黄灰色土	鉄斑を多量に含む。
第17層	灰色土	浅間山系B軽石・鉄斑を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
第18層	灰色土	浅間山系B軽石を均一に、マンガン塊・鉄斑を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
第19層	暗褐色土	浅間山系B軽石を多量に、マンガン塊・鉄斑を均一に含む。粘性に富みしまりを有する。
第20層	暗灰色土	浅間山系B軽石を多量に、鉄斑を微量含む。粘性・しまりとも無し。
第21層	黒灰色土	白色粒子・鉄斑を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第22層	暗灰色土	鉄斑を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。

見玉北部条里 (61工区) 坪交点5 中堀西側土層

第1層	現耕作土	
第2層	暗褐色土	浅間山系A軽石を微量含む。粘性・しまりともない。
第3層	暗褐色土	浅間山系A軽石・鉄斑を微量含む。粘性・しまりともない。
第4層	暗緑灰色土	鉄斑を均一に、浅間山系A軽石を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第5層	淡灰褐色土	浅間山系A軽石・鉄斑を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。
第6層	暗褐色土	浅間山系A軽石を均一に含む。粘性・しまりともない。
第7層	暗褐色土	浅間山系A軽石を多量に、鉄斑を微量含む。粘性・しまりともない。
第8層	暗褐色土	浅間山系A軽石純層。
第9層	暗褐色土	浅間山系A軽石を微量含む。粘性なく、しまりを有する。
第10層	暗褐色土	鉄斑を均一に、浅間山系A軽石を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第11層	暗褐色土	浅間山系A軽石・鉄斑を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。
第12層	暗褐色土	浅間山系B軽石・鉄斑を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第13層	褐色土	鉄斑を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。
第14層	褐色土	鉄斑・マンガン塊を均一に含む。粘性に富み、しまりを有する。
第15層	褐色土	鉄斑を均一に、浅間山系B軽石を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第16層	暗褐色土	マンガン塊を多量に含む。粘性に富み、しまりを有する。
第17層	灰色土	鉄斑を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第18層	褐色土	鉄斑を均一に、マンガン塊・細砂粒を微量含む。粘性に富み、しまりはない。
第19層	暗灰色土	鉄斑を均一に、マンガン塊を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
第20層	暗灰色土	マンガン塊を均一に、鉄斑を微量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第21層	暗褐色土	浅間山系B軽石を均一に、マンガン塊・鉄斑を微量含む。粘性に富みしまりを有する。
第22層	暗灰色土	浅間山系B軽石を多量含む。粘性に富み、しまりを有する。
第23層	暗黄褐色土	(22層の田床)
第24層	黒灰色土	古代水田の上層。
第25層	暗灰色土	古代水田の下層。

第V章 児玉条里の形成と継続

—土地区画と灌漑系統における地域的伝統—

はじめに

児玉条里遺跡は、今回の県営圃場整備が実施される以前まで永く維持・再生されてきた歴史的構造物である。この歴史的構造物は、一つの人間生態系のための装置であり、この装置の維持を通して農業生産が行われ続けたことは、この間の変化の過程を考える上で注目すべき点であろう。

本章の課題

この地域の条里形地割りや用排水系統の変遷については、これまでも繰り返し述べてきたところであるが、ここではこのような歴史的推移を踏まえ、条里形地割りや用排水系統がこの地域に果たした役割について別の角度からの検討を試みたい。したがって、ここではこれらの歴史的推移について略述するとはいえ、共時論的に捉え返すことによって、変わることのないある種の「構造」とも言うべき枠組みに接近することを一つの目的とする。

一町方格の条里の地割りや用排水系統は、ひとつの機能的体系を成し社会的・政治的関係の基層的枠組みとしての具体的な「構造」の装置となっている。このような装置の維持・再生は権力の基盤となり、各時期で歴史的に姿を変えながらも、変化することのないひとつの基層的な構造を構成するものとして捉えることもできる。では、この土地区画と用排水系統のもつ構造とはどのようなものなのであろうか。児玉条里遺跡周辺の灌漑方式の変化やその意義については既に述べてきた事柄であるが、共時論的な構造とその意義については言及してこなかった。言い換えれば、旧稿では歴史的变化の側面を強調し機能主義的な接近を行ってきたところであるが、歴史的に継続された伝統の側面の分析が十分に果たし得なかったところから、この方面に重点を置き分析する必要がある。

本章の目的

ここでは、今日まで残された条里形地割と灌漑配水系統の総体を「児玉条里遺跡」として捉え、その歴史的累積の過程そのものを条里遺跡の形成過程として捉える視点から記述する。本稿は、児玉条里遺跡における土地区画や用排水系統のもつ構造的枠組みのもつ「歴史」的な累積過程の意義を捉えるためのひとつの試論として、その概要を記すものである。

1. 灌漑体系の形成と継続性

a. 灌漑体系の形成

児玉条里遺跡（以下、単に児玉条里とする）を灌漑する基幹的な灌漑用水は、「九郷用水」である。この「九郷用水」の開鑿時期は、近年の発掘調査の成果に

よって古代に遡ることは確実であり、遅くとも8世紀初頭までには開墾されていたことが推定される(鈴木、1996他)。現行の灌漑系統と各分水堰の機能については、すでに第Ⅲ章で述べたところであるが、基幹的な分水堰から分岐する用水堰はそれぞれ固有の灌漑すべき水田区域に対応している。この九郷用水の分水堰を経て灌漑される水田には、基本的に条里形地割りが認められるところから、灌漑の系統とこれらの水田が一体となった組織的な体系をなしていることに注目しなければならない。言い換えれば、児玉条里遺跡に認められる一町方格の地割りは、九郷用水系統の井堰灌漑体系と一体の関係にあり、単にその外観のみが条里形の形態を呈しているというものではないのである。

このように、児玉条里と九郷用水の井堰灌漑系統が一体となった組織的な体系は、灌漑体系が上・下流域の緊密な相互関係によって成立しているものであるところから、体系自体を改変するような変化は極めて困難である。もちろん、この灌漑系統には全く変更が認められないわけではなく、事実そのような部分も推定することができるが、その区域にはこの体系の綻びが用水堰の路線に明瞭に認められる(後述)。

灌漑体系の形成

九郷用水の灌漑体系における、条里水田相互の関係を考える上で重要な点は、この灌漑体系の形成期の問題に端的に現れているとみることができる。例えば、児玉条里北部地区を流下するところの“蛭川埋没河川跡”(鈴木、1995)は、古墳時代後期には水流が認められたものと推定されるが、この水源は、藤塚遺跡(徳山、1995)第1・2号溝、あるいは児玉条里遺跡(徳山他、1994)63Ⅱ・2区第1・2号溝、その他の溝状遺構に引き入れられ、現在の蛭川地区北部の水田の灌漑に用いられていたと推定されるものであり、九郷用水の灌漑体系とは大きく異なっているといつてよい。言い換えれば、この地域の古墳時代の灌漑方式は水田の比較的近傍の河川から取水し、それぞれの水田を灌漑する方式として捉えることが可能である。これらの内に水系の全体に跨るような規模の用水路を認めることができなところから、下流域の耕地においては徐々にその水量が減少するような関係性をもった体系であったと推定することができる。おそらく古墳時代の開発は、未開墾区域の開田とその区域ごとの灌漑用水の確保が問題であり、したがって同一水系内での一定の相互関係を保っていたと考えることができるとはいえ、流域内部での利害の調整が重要な灌漑用水の運用上の問題点であったと推定される。

このように考えるならば、古墳時代に灌漑用水として用いられた人工的な流路変更を伴う“蛭川埋没河川跡”(以下単に“蛭川河川跡”とする)は、九郷用水による灌漑体系にみる郡城全体の等質な灌漑体系にとっては、用水の有効利用の面で相対的に合理性に乏しい方式であったと考えることができる。この点

で、かつて注目したように、「九郷用水南流」の「先蔵水堰」の右岸から分水される広義の「男堀川」が、九郷用水の分水堰中でも比較的大規模な灌漑面積をもっており、この下流域の灌漑のために必要な標高を定めて堰の位置が設定されたところから、「蛭川河川跡」が廃絶されたと推定することの意義が再び評価されるべきである。つまり、「蛭川河川跡」が法令期において放棄された意義は、一方では伝統的な在地的秩序のひとつの実質的な基盤を構成する、灌漑系統と耕地形態の積極的な破壊と更新によって在地首長層のもつ古い生産基盤とその観念形態を再編成するという再開発にかかわる「加功主義」的な側面とともに、郡域全体に及ぶより広域な灌漑面積を確保し得る合理的な灌漑方式としての“体系的井堰灌漑方式”への変革という側面にも注目しておかなければならないことを示している。

条里施工の意義

新しい灌漑系統と耕地形態の変更は、古い灌漑系統の設置や整備に伴う伝統的権威と社会的・政治的な諸関係を変革し、しかも新しい権威と観念形態によってこれらが更新されていく過程であったと考えることができる（鈴木、1995）。おそらく、新しい灌漑用水の開鑿と新しい耕地形態の獲得には、より過酷な使役労働が伴ったであろうが、その開鑿技術と灌漑系統の体系性によってより潤沢な用水と新しい未開墾の原野の開発が促進されたことは、この新しい権威を高めるものであったろう。このような兒玉郡全域の灌漑体系として成立した九郷用水系統の井堰灌漑は、条里水田と一体をなす組織的体系を構成するものであったと推定することができる。

b. 灌漑用水と水利慣行

兒玉郡における水田の灌漑にみられる、水源の限定性と用水の反復利用の形態は、扇状地地形の勾配と微地形を基礎とし、水田面の容易な変更を許さないものである。もちろん、土地の利用形態が変化した場合は、灌漑の必要が消失するのであるから土地の区画形態の変更は容易である。既に見たように、この地域の条里水田は、九郷用水系統の井堰灌漑体系と一体をなす組織的体系を構成するものであり、用水堀はもとより一町方格の内側の水田区画においても、「田越し灌漑」の形態が普遍的である。もとより、水田の形態は、単に平面形の差異に留まらず水平な湛水の範囲を劃するものとして位置づけるべきものである。言い換えると、用排水系統は水平な湛水面としての水田面と用排水系統の有機的關係を前提としており、一枚の水田は水田として利用される限り水利権と一体である。したがって、一枚の水田を掘削しあるいは盛土することは、水田としての利用の放棄を意味しているが、むしろ田越し灌漑の形態は、このような土地の所有者による自由な利用形態の変更をも制限する部分のあることは

注意されなければならない。このように、この地域の条里水田は一定の土地利用形態の枠組みとして存在しており、他の利用形態への転換や変形には困難な有機的な関係態としての側面をもっている。

このような関係性は、土地の小規模な変更や所有関係等が変化しても維持される、一つの構造的基盤を構成していると見做すことができるであろう。言い換えれば、この条里水田と灌漑体系との相互関係は、具体的な現実の施設相互の関係として起ち現れるものであり、考古学的な接近には、第一にこの具体的な施設の分析に基づく井堰灌漑と条里水田の組織的体系の把握に向けられるべきであろう。つまり、当該地域の現況と考古学的成果の比較による直接的な歴史的週及に基づく接近法が有効であることは、ここで再確認しておくべき点である。

すでに、この地域の灌漑方式と開発の推移については既刊の報告書等で述べてきたところであるが、水田や細部の用水等については考古学的な事例に乏しく分析が充分ではない。また、分水方式や堰渡り等の灌漑施設に関わる管理や制禦あるいはこれに伴う儀礼や観念形態についての方面についても不明な点が多い。このような灌漑施設の管理統禦の問題については、近世以降の史料や民俗誌との対比による類推によって一定の週及が可能であると思われる。例えば、具体的な「水争い」は、固有の歴史的な事件であろうが、これらが生じる前提である灌漑施設は、基本的に今日まで継承されているものである。

分水堰の水論

近世以降の水利に関わる紛争においては、水源の分水に関わる神流川での水争いが最も先鋭的であることは示唆的である。この地域における重要な用水源である神流川取水堰における水論は、近世以降しばしば生じており、享保二年(1717)七月、神流川一番堰である九郷堰と下流域の二番堰「牛田・川除堰」との間で生じ、同年十一月には三番堰の「安保領用水堰」との争論となり、これ以後「九郷堰」と下流の七堰との間での用水争いに発展した。これらは、各灌漑区域に関わる数多くの村相互の争いとして現れている。この結果、神流川取水堰での九郷用水一堰と下流の七堰の分水比率が六分対四分と確認されたことを考えるならば、古くから取水の権利が九郷用水に存在していたことを窺わせるものである。長谷川典明氏は、この取水比と開墾順序等の相関を想起されていることは注目すべきであろう(長谷川、1981)。ともあれ、このような水源としての神流川取水堰における灌漑区域間の争論は、一箇村同士の争いではなく、水利組合相互の広域な多くの村々を巻き込んだ争いであるという点は注意すべきである。また、水害に際しその普請が流域の二十二か村の自力では困難であった場合には、各村々の領主・地頭へ普請願いが出されている(註1)。このことは通常の普請は村々で実施されていたことを示すものであり、それを越えた事態が生じたときはひとつの共同的な関係が取り結ばれることが解る。

このような神流川取水堰における争いは、小林一岳氏（小林、1982）によって建久四年（1193）の兒玉党と丹党との確執の原因がこの神流川からの取水に関わる係争と推定されているように、取水堰における紛争はもちろん近世以前に遡り得る問題であろう。このように水源における分水は、地域的水利灌漑の共同性と同一性の対立が鋭く現れる。この水利における相互関係と歴史的な係争の累積が重層的に結晶化したものが、いわゆる水利慣行でありこれに基づく水利権である。

分水関係の図式

このような水利に関わる利害関係は、対立する主体が歴史的に変化しても水源とその分水関係が変化しないならば、その問題自身は近世以前に遡り得る可能性が極めて高いであろう。また、九郷用水系における各分水堰での対立は、この取水堰にみられる関係より下位の区分であり、さらに水田に引水された後においても田越し灌漑にかかる水田の小区画の相互にもまた利害の対立が生じると考えてよい。このように考えるならば、水利に関わる利害の対立は、分水関係に応じた樹枝状の階層的構造とある種の相同性をもった関係になっているとみてよいであろう。これらは、利害関係が入れ子状の階層的関係を構成する相補的対立とでも呼ぶべき関係である。したがって、地域間の用水の利害関係には、用水の分水関係の分析が極めて有効であり、利害関係は分水堰に集中的に現れると考えてよい。このような灌漑に関わる緊張関係は、水利関係の急激な変化を抑制し、樹枝状の用水系統のそれぞれの区域で相互的に監視するような、ある種の権力的体系を構成するのであろう。言うなれば用水系統の体系は、一方では利害の対立図式そのものである。

ちなみに、神流川二番堰の安保領用水の開鑿は、古代に遡るものではないが、やはり神流川から取水していたと考えることのできる武蔵国賀美郡に位置する「女堰大溝」は、「古九郷用水」と同時期に機能していたと考えてよいであろう（註2）。この灌漑用水間に生じる利害の対立は、古代においては在地首長層間の関係として発現すると考えることができるであろう。もとより律令的關係においては、直接的土地支配ではなく、土地の所有関係は稀薄であるところから、在地首長層相互の關係にその対立が最も先鋭的に現れると言ってよい。しかし、分水点での利害の対立の關係性においては、これが在地領主層相互の關係に変化しても対立する地点と構造に大きな変化が認められないものと思われる。それぞれの土地と水利権が一体のものとして捉えられるようになるひとつの基盤は、土地の所有關係にある。

支配關係や社会的構成によって現象形態は異なり、このあり方を捉えることは歴史的な接近には必要であろう。しかし、政治的な權力關係に最も先鋭的に現れるといっても、実際の耕作者相互の關係あるいは相互監視の體系がその基

底にあると考えることもできる。このような樹枝状の分水関係に利害の図式が最も端的に現れるのは、小規模な土地所有関係が生じて以後のことであろう。水利系統の末端にまで、細かい監視の網の目が張り巡らされるような状態は近世においてはじめて完成する性質のものと思われる。

c. 九郷用水系統の改変

このような変更の困難な灌漑体系をもった九郷用水系においても、その体系に綻びが認められる部分がある。最上流部の「猿楽堰」は、「赤根川」と交差しており両水路に前後関係を認めることができるが、この「猿楽堰」から分水された用水堰が「赤根川」に後出することが推定されている（鈴木、1996）。そもそも、この「赤根川」の流路も「金屋条里」区域内においては条里形地割に沿った流路を採用しており、しかも小支谷を横断し地形上の勾配に直行しないなど、自然的河川の形態とは異なった流路の人工的な改変が窺われる。また、金鑽神社付近の山塊を水源にもつ自然的水系である「金鑽川」の流路も、直線的に台地上を流れ、しかも「猿楽堰」と交差する。このような自然河川の流路変更の目的は、これらの河川の水源をより高位置で「九郷用水」へと導き、流末での合理的な用水の反復利用を図るためであると考えてよいであろう。

また、これらの河川の水源によって灌漑されていたと考えることのできる「金屋条里」区域においては、「田端大溝」や「金屋大溝」などの律令期の幹線用水路跡が検出されている点にも注目すべきである。おそらく「金屋条里」区域は、律令期においては自然河川の流路の変更と、これから分水した先の幹線水路としての「大溝」によって灌漑されていたと考えてよいであろう。このような律令期の灌漑系統と交差する流路をもった「猿楽堰」からの用水堰は、水源利用の体系的な関係網をなす、先の九郷用水の灌漑体系とは異っており、しかもこれらに後出する開墾の可能性が推定されることは、今日まで残された灌漑系統を考える上で極めて重要な点である。

灌漑系統の変化

この「猿楽堰」から分水される用水堰は、少なくとも嘉永六年（1853）の新堰設置に関わる水論（註3）の時点では、既に古くからの用水堰として捉えられており、また該期のこのような新堰に関わる趨勢からも、これををかなり遡る時期に設置されたものとするべきである。この用水堰の設置を考える上では、先の律令期に機能していた「大溝」の廃絶に注目すべきであろう。これらの「大溝」は、浅間山系B軽石（As-B）降灰期には既に埋没し機能を停止していたことが確認されており、金屋条里区域の灌漑形態が10世紀を前後する時期に、変貌を遂げていたと考えることができる。このような「大溝」の廃絶は、これらの上流部に位置する兒玉党系在地領主である塩谷氏の館跡と考えること

のできる真鏡寺館跡にみられるような独自の灌漑系統の確保に基づづく灌漑方式の変化との緊密な関係を予想することができる(鈴木, 1991)。言い換えれば、律令的な基盤によって開墾された灌漑系統の放棄がこの丘陵縁辺部の私営田経営のひとつの趨勢であったと考えることができる。

猿楽堰の設置

ともあれ、このような九郷用水に直接依存しない自然的水系を水源としていた区域においては、これらの「大溝」の廃絶に伴って用水の不足が深刻な問題を生み出したと見てよいであろう。とりわけ、八幡山方面の灌漑用水と考えることのできる「金屋大溝」の廃絶は、他の水源に乏しいこの区域に慢性的な水不足を惹き起こしたと推定することができる。おそらく、これらの用水の確保が、「猿楽堰」の設置のひとつの前提をなしているのであろう。この「猿楽堰」設置の時期は、これらの大溝が廃絶された以降、円良岡遺跡の堆積状態から推定するならば浅間山系B軽石降灰以降の中世のある時期であると考えられるが、より具体的な時期を特定することは困難である。

しかし、先にみたとおり、体系的な組織をもった九郷用水灌漑体系においては、分水堰の新設によって必然的にその下流域全体の耕作者との対立を生じるであろう。このような新堰の設置においては、先の嘉永六年の争論(第Ⅲ章・3)にみられるような大規模な抵抗が予想されるところから、流域全体にかかる政治的な権力を背景にしなければ、これらの設置はなし得ないであろう。また、新堰の設置においては、神流川取水堰での取水量を増加させる方式と、他の神流川取水堰に関わる確執の調停の問題も関わっていることも考慮しておくべきであろう。

ともあれ、八幡山周辺の条里水田は、この「猿楽堰」を設置することによって、安定した水源を確保することが可能になったものと思われる。おそらくは、用水の乏しかった既存の灌漑水路の一部に、この「猿楽堰」からの用水堀を結合することで伝統的な耕地を灌漑し、再開墾が果たされたものと考えられることができよう。このように、改変に困難が伴うと推定される九郷用水の水系においても、全く後代の手が加わっていないわけではない。しかし、逆にこのような新しい灌漑形態が、系統的体系性の綻びとして明瞭に捉えられることは、逆にこの九郷用水灌漑体系の設置が有機的組織的な計画に基づいて実施されたことを物語るものであろう。

2. 条里形地割の形成と継続性

a. 埋没水田と水利慣行の遡上

現在の条里水田における灌漑形態を観察すると、条里の坪ごとに支線水路が付帯する傾向をもち、坪割内の水田相互には「田越し灌漑」が普遍的に認めら

れる。このような支線水路のあり方は、発掘調査された埋没水田にも認められ、古代以来の比較的古い形態であると考えてよいであろう。また、田越し灌漑についても古くから確認される灌漑方式であり、このような用水の反復利用が基本的な形態である。このような田越し灌漑は、坪内の水田相互の共同性が高く、用水の反復利用による他の水田との相互の共同性がこの灌漑方式を維持する基本である。言い換えれば、利害の対立する相互依存関係による水田の地割りと灌漑系統の機構の保守的な枠組みによって、古い形態が持続的に維持される基礎が形成されていると見做すことができる。

灌漑方式の遡上

このような条里区画と田越し灌漑等はどこまで遡上し得るのであろうか。火山砕屑物で埋没した群馬県地域の水田の状況を概観すると猿尾状の導水路の存在と共に、田越し灌漑の存在が推定される。田越し灌漑は古墳時代以前にまで遡る古い水田灌漑方式であり、これらの水田に見られる小区画に対応する方式であろう。これに対して、一町方格の単位相互ではこの田越し灌漑の方式を認めることができず、古墳時代水田の大区画に相当するものとして、先に見た畦畔に扶まれた導水路によって、原則的には坪毎に基幹となる導水路をもっていることに特徴がある。ともあれ、一坪内は田越し灌漑が基本であり、坪内部での灌漑用水の共同性は強固なものであるといつてよい。群馬県内の埋没条里水田は、基本的に浅間山B軽石(A_s-B)によって埋没しているものであり平安時代後期の状況を端的に示すものである。このような火山性砕屑物によって埋没した水田は中世には認めることができないが、基本的に平安期の水田と現況の水田の形態の類似性は、この間の連続を容易に推定させるものである。

しかし、先にみたように児玉町金屋地区においては、平安期において基幹的な水路が埋没している状況を認めることができることから、用排水系統に変化があった様子を窺うことができる。この、平安期における古代的幹線水路の廃絶は、この時期に直接九郷用水の灌漑系統に属さない区域における灌漑方式の変動が生じていたことを示している。このような変化は、歴史的な変化として捉えらるべき灌漑系統の変化であり、これらの諸点についてはすでに既刊の報告書等で指摘してきた事柄である。しかし、基幹となる水源である「九郷用水」からの引水には、既に述べた「猿楽堰」からの系統以外には基本的に大きな変更がないことは注意されなければならない。言い換えれば、用水源としての九郷用水と坪単位の個別的な導水方式および各水田の田越し灌漑の形態が緊密な組織的な体系を構成しており、これらが変更の困難な相互的な関係性をもっていることによって古い形態が継承されていると考えることができよう。

このような方式は、個別的な土地所有に基づく排他的な関係とは相容れない部分があり、基本的には「公地・公水」主義に沿った開発計画に対応するもの

であろう。しかし、先に見たように水田耕地と灌漑用水はひとつの体系を構成し、変更の難しい総体的な装置として機能していることは忘れてはならない点である。これらの機能は、共同性が弛緩した時期においても逆に再編成すべき基盤を構成し、このような共同性は継承されるべき部分として個別的な経営への脱皮を繋留している。これが農事における社会的共同性の基盤の一つである。

つまり、再生産や支配の基盤にこのような灌漑系統と共同性の掌握の問題が横たわっており、これらを利用・管理する制禦方式の変化に注目しなければならぬであろう。ここでは、耕地と灌漑施設の相互関係をひとつの変更の困難な装置として捉えることによって、これらの管理・利用に関わる制禦方式の変化と連続を析出し、社会的・文化的な側面、言い換えればソフトウェアの方面の変化を垣間見ることにしたい。灌漑方式の変化と灌漑体系の関係性の継続の問題は、一方で自然的基礎をもつ一定の土地の上で展開する変化と類比的に捉えることができよう。変化に乏しい固定された施設とその相互関係は、それぞれの利用法の差異を制限しているのである。

b. 区画の形成と再生

児玉条里の形成は、古代に開始されたことは明らかである。条里区域の縁辺部に相当する、埋没した坪割に沿った小水路によって確認される開発時期の上限は、真円式の坏二個体が入れ子の状態で確認されたことによって推定することができる。また、今回報告の西側の区域においても古代に遡る畦畔が確認されており、条里形地割の施工が古代に開始されたことは明らかである（第四章参照）。もちろん、このような地点的な事例のみによって条里区画の全域を推し量ることはできないことは言うまでもないが、先に見たように、現行の条里形地割の確認される区域の大半に、浅間山系B軽石（As-B）を含む層の下位に一定の耕作期間をもったと推定することのできる水田床土を伴う水田層が確認されており、少なくとも11世紀迄には、大半の条里形地割の区域において水田耕作が行われていたことが確認し得るのである。

条里区画の形成

しかし、本地区に近接する本庄市今井条里遺跡（岩田、1995）では、8-9世紀の水田に条里形地割が確認されず平安末の水田にこの地割が確認されるといふ指摘がある点にも注意しておくべきであろう（註4）。しかし、先のように条里形地割りの縁辺部の複数の地点において、この地割りに沿った遺構が確認されていることは、この浅間山系B軽石が被覆する水田層の認められる多くの区域では、一定の一町方格の地割りが存在していたことを示唆するものであろう。ちなみに、この地域においては、水田が軽石の降灰の直接の影響によって廃絶した状況は認められないが、稀に田床面に沈澱した浅間山系B軽石（As-B）に

よって水田の区画に相当するような土層の差異が確認される場合があり、今後の条里水田の調査と時期の認定についての問題点として注目しておきたい。

条里形地割りとは、古代の地割りの上に継続的あるいは断続的に、反復的に継承されている。もちろん、その所有形態等は変化したと考えられるところから、この地割りが一つの単位として捉えられ、土地の一定の基準となっていたことが推定される。かりに古代においては口分田の班給が実施されていたとしても、既に10世紀初頭には班田制そのものが崩壊したと考えられているところから、少なくともこの一町方格の地割りが異なった形態において再編成される過程を想定しなければならないであろう。また、一度消滅した可能性のある長期の休止期をもった区域や新規に開墾されたと考えることのできる縁辺部の区域の一部においても条里形地割りが認められ、古代以降においてもこの区画が土地の単位となっていたことが予想される。このように一町方格の土地区画が律令制以後も継続し、しかも新たに施工されていたと考えることができるならば、このような地割りの一定の方針と枠組みが何らかの形で維持され、土地管理の方式がこれに適合した形態で組み換わって存在していたことを示唆している。

条里施工区域

条里区域内における条里未施工区域については、「島畑」状に水田中に位置するとはいえ、周辺の開墾に伴う盛り土を認めることができないところから、所謂「島畑」とは異なったものである。これらの土地は沖積地内の洪積地に相当し、地形に沿った不正形の形態を呈していることに注目すべきであろう。このような区域には地表下においても条里区画の痕跡が認められず、そもそも施工から除外されていたことが予想されることから、施工前の景観に近い地形的な差異に基づくものとして捉えることが可能である。

また、旧河道に関わる低地帯である“蛭川河川跡”についても埋土や改変が加えられず、条里は施工されていない。しかし、これらが条里区画の直中にある、「祖墓」や「宅辺」等の元来相伝し功を加えた私有の土地や所謂「民要地」であったと考えることも難しいところから、むしろ条里施工の技術的な側面を想定すべきであろう。

古墳時代の地割

更に注目すべき点は、藤塚遺跡（徳山他、1995）A地点Ⅰ区において、現行の径溝ラインの延長線上に、これに一致する水路跡が検出されていることである。この水路跡は、鬼高期に機能していたことが確認されるものであり、古墳時代後期の地割が今日まで継続していたことを示す事例である。注目すべき点は、この方向が条里地割に一定の角度をもって存在していることであり、条里地割以前の地割を考える上でのひとつの参考になるであろう。このような未施工区域あるいは古墳時代後期の地割は、条里形地割の施工の過程の一端を示すものであるが、古墳時代の地割については、明らかな点が甚少である。しかし、

水路跡の走行から基幹となる軸方向を想定するならば、明らかに条里形地割とは異なっており、その大規模な改変の過程を垣間見ることができる。

条里の変形

条里の変形については、基本的に用水に沿う坪交点の用水に挟まれた地割の内角が丸くなり、徐々に内側へと変形する過程を読みとることができる。これは、一方では自然的基礎をもつ溝渠と畦畔の維持管理に関わる行為の累積によって生じる傾向であろう。しかし、一町方格が土地所有の単位として所有者に意識されていたならば、土地の縮小の方向での累積には一定の復原力が働くと考えるべきである。かりに所有単位が小規模であっても条里の径溝網が意識されている状況下においては、隣接する双方の所有者によって区画の復元が行われるはずである。しかし、実際にはこのような変形がしばしば認められるところから、この一町方格を越えた比較的大規模な所有形態に伴って変形が生じ、その後この形態が継承されたことも想定されるが、変形が小規模であることを考慮するならば方格としての意識が低下し、個別的な土地の処分と相続の過程によって全体としての一町方格の規格性が意識されない状況へと変化していた状況も想起しなければならない。言い換えれば、大規模な所有形態に伴う変形とともに、土地が個別的に取り扱われ大区画としての一町方格の規格性が意識されない状況によって、このような変形が惹き起こされたものと考えることができる。しかし、これらの変形は極めて小規模であり、一町方格の地割り自体が大きく変化するような変形でないことは再確認しておくべき点である。

c. 土地区画の継続と存在形態

条里形地割が維持される背景には、当然灌漑方式との相関が予想される。一町方格の内部の土地区画についても、長地型、半折型のどちらかに明確な偏りが認められるわけではなく、むしろ田越し灌漑に伴う「水がかり」方向に沿った地割りをもっており、傾向的にやや半折に近い区分の様子が窺えるに過ぎない。また、このような状況は、当初よりこのような区画が行われなかったことを必ずしも意味するものではないが、区画の軸は地形と水がかりに沿った方向性をもっていたことを想定させるものであり、その後の荒廃や再開墾あるいは土地の所有関係の変化に伴って徐々に小区画が統廃合された結果、今日のような形態に変化したものと考えておきたい。しかし、このような坪内の区画の変化にも関わらず、一町方格の地割りが維持されたのは何故なのであろうか。

条里区画の継承

畦畔には規模に大小があり、坪線に相当する畦畔は相対的に大きい傾向があることも地割形態の維持に影響する部分があると思われるが、むしろ所有の単位の問題とともに一町方格の区画内が田越し灌漑を主体とする耕作形態をもっていることにも注目しておくべきであろう。何故ならば、耕作の累積によって

日常的に生じる耕作土の移動は径溝網に挟まれた一町方格の内部で生じやすく、土地の所有関係の変化に際しても水平な湛水面の維持が必要であるところから、坪の単位を超えた地割りの変更は稀であったのであろう。言うまでもなく、今日まで残されてきた「条里遺構」は、歴史的な累積的な行為の結果であり、その変形の過程は歴史的な過程そのものである。したがって、当然坪単位の荒廃に伴う径溝網の変化を予想すべきであるが、発掘調査においてはこのような変化を推定し得るような明瞭な遺構は検出されていない。このことは、用水や畦畔の管理には、土地所有とは別の規制力の存在を想起させるものである。おそらく、このような畦畔の管理は、単に坪の内部の土地所有者相互の問題ではなく、用排水等の共同性に基づく組織的な管理形態を推定すべきであろう。

条里呼称法と里

児玉条里においては、すでに述べたように条里呼称法を確認することはできない。条里呼称法は、8世紀中葉から後半に一般化し、これらが後に小字呼称へと変化したことが明らかにされている(金田,1985)。つまり、児玉条里では一町方格の土地区画の施工が開始された後に、条里呼称が設定されたと考えられることができるが、児玉条里においてはこの条里呼称が残されていないという点も歴史的な過程の一端を示すものとして注意されなければならない。また、六町四方の「里」の単位も明らかではないが、この点については施工開始時にこのような規格が意識されていなかったことも考慮しなければならないのであろう。ともあれ、児玉条里は、幅の狭い帯状の低地域に位置しており、仮に六町四方の区画を郡城全体に配置したとしても縦横に水田の存在しない区域が多く、利便性にかけることも条里呼称が定着していないひとつの要因であるものと思われる。ともあれ、条里の区画が土地関係の記録や確認あるいは権益の単位として用いられたことが、この土地区画が維持されたひとつの要因であるとしても、この地域では小字名においても一町方格をその単位としておらず複数の方格を単位としており、他の要因を考える必要があろう。また、今日の町村界や大字界が里の界線にしばしば整合することも指摘されているが、この地域ではこの点を明瞭に捉えることはできない。

条里施工の範囲

児玉条里においては、畿内やその周辺の平野部に見られるような、高地や荒地を含むような広範囲の条里地割りの施工の痕跡は確認されていない。このような痕跡は、今日の地割りはもとより発掘調査においても確認されておらず、児玉北部条里に接する将監塚・古井戸遺跡等の古代集落においても条里の坪線と対応する区画性を認めることができない。したがって、この地域では、一町方格の地割りが水田地帯のみの施工に留まり、周辺の低台地はもとより低地内の小規模な微高地や河川跡等の低地帯においても施工されていないものと考えたいであろう。

ともあれ、条里制は古代において施行された意図とは別に、長らくこの地域の地主層や耕作者あるいは支配者達の生活と意識の基層を形づくってきたことは忘れてはならないであろう。このような人為的な施設が、耕地や水利の実質を伴った認識の基盤や意識をも規定する一つの枠組みとなっていることは注目すべき点である。政治的な権力や「生産関係」の交代にも関わらず、変更の困難な基盤として存在し続ける耕地の存在形態の継続性のもつ緩やかな拘束力の問題にも眼を向けておくべきであろう。このような九郷用水井堰灌漑体系の維持・再生産が共同性の基盤となり、耕作者や地主層等の相互的な抜き差ししない関係性を規定している。

このように条里形地割りとその灌漑水路のもつ構造は、共同性というひとつの関係性を規定する具体的な人為物である。この古代に構築された条里形地割りと灌漑施設の体系が、各時期の思考の枠組を無意識に規定するひとつの実質的基盤として、無言の役割を果たしたことは今日の文化を考える上においても極めて重要な点であると考えてよいであろう。土地の形態と水利形態のもつ具体的な関係性の枠組みに連なる様々な観念形態や儀礼慣行は、歴史的な過程に伴って臨機的に組み合わせられ、これらに連合し再生産される媒体として機能する。このように水利と耕地の体系が、沈黙の枠組みとして地域社会を各時代の個別の言説を超えて規定している部分は見逃してはならない点である。

3. 水利慣行と伝承の構造

a. 九郷用水と金鑽神社

児玉条里と一体の体系を構成する九郷用水の問題を捉える上では、この地域に残る伝承や儀礼の機能の果たす歴史的推移と構造を分析する必要がある。土地に刻まれた施設についての遡及は、直接的に考古学的な接近がある程度可能であるが、制系の問題や観念形態等については多くの困難が伴っている。既に概観したように分水方式や堀渡い等の管理方式については近世史料や民俗誌との対比による類推が有効であるが、観念形態への接近についてはこのような方法と共に、今日の民俗誌との構造比較の試みと一定の類推が必要であろう。しかし、この地域においては、近世の祭礼や慣習あるいは伝承等に関わる史料が極めて乏しい。したがって、近代以降の伝承や民俗例に頼ることになるが、これらは基本的に近代以前に成立したものであると考えてよいであろう。

灌漑に関わる意識形態を考える上では、水源ないしは水口の祭祀のあり方が、ひとつの手がかりになるであろう。このような問題については、かつて金鑽神社と九郷用水との関連において水利権の変化に関連しながら分析したことがある(鈴木, 1984)。水利に関わる利害の対立と共同性が、最も顕著に現れるのが

取水堰における水口祭祀であろう。ここで、この水口祭祀に関わる九郷用水と金鑽神社の関係を確認しておきたい。

明治21年(1888)の『蛭川地誌』に付載された「九郷用水誌」(註5)の記述によると、九郷用水はその開墾にまつわる金鑽神社との関係を示す伝承(後述)が記録されており、この九郷用水と金鑽神社の関係ゆえに、児玉郡九郷氏子においては、金鑽大明神の神徳を尊奉し、各郷に勧請したて奉り、神恩を不朽に仰ぎ奉るという。また金鑽本宮には、年々水田一反につき初一合及び、高百石につき百文宛徴集し別当所に納め、例祭4月15日及び秋季の祭典をなし、社頭及び多宝塔の宮繕を旧来より致し来たりしは、土地開闢用水創業の謝徳のためである、と記載されている。

現在、武蔵国二ノ宮とされる金鑽神社が行う水口祭(五月上辰日)には、九郷用水灌漑区域の区長が参列し、正月15日の筒粥神事の作柄占いの結果が報告される。上真下や入浅見等では、金鑽神社の水口祭に参列した区長が持ち帰った「金鑽神社水口祭」と記されたお札を各農家の水田の水口に立てる。また、新嘗祭(11月23日)においては、懸税(かけちから)と称して、稲刈りが済むと根付きの稲株が一戸二株づつを氏子総代が集め、区長によって金鑽神社に奉納される。ただし現在は、入浅見や上真下でも稲株ではなく米二合以上を奉納することに变化しているようである(児玉町史編さん委員会、1995)。

金鑽神社の性格

このように九郷用水と金鑽神社の関係は、今日においても極めて濃密であり、かつて推定したようにこの神社が水分神の性格を帯びていることは再確認しておくべき点であろう。金鑽神社は、『日本三代実録』に貞観四年(862)、および『延喜式』神名帳(927)等に記載があり、武蔵国においても明神大社という異例の格式をもち律令期以来のこの地域の中心的な信仰の対象であったことが窺われる。おそらくは、古代以来連続と継続された水分神の農耕神としての観念形態を背負った神格として捉えることができるであろう。もちろん、このことは金鑽神社が金鑽川の水源付近に鎮座していることを考えるならば、九郷用水開墾以前から連続と続く在地的神祇としての「金佐奈神」の性格として、この水源神という機能が備わっていたものとも考えることもできる(鈴木、1984)。

このような在地的神祇の性格が九郷用水の開墾に伴って律令的に再編成され、継続されたものが金鑽神社であると考えられるべきであろう。おそらくは、先にみた伝統的基盤に基づく「加功」にかかわる在地首長層のもっていた勤農的性格の再編成と相互関係をもって、九郷用水の分水と金鑽神社との関係の再編は、この地域の耕地と用水に関わる観念形態の律令的再編の枢軸を構成する部分として捉えるべきであろう。この結果、在地的権威は律令的に再編成され、伝統的な水利権は「公水」の意識へと急速に組替えられていったものとも考える

ことができよう。これ以来、児玉郡の九郷用水灌漑区域においては、一方で金鑽神社という神祇的な観念形態に支えられ、また共同性の強い変更の難しい相互依存の体系として維持されてきたと見てよい。

古代末期において律令的イデオロギーが後退し、「公水」の意識も変化したと考えてよいが、中世初期においても九郷用水の分水点付近に設置された児玉党系在地領主層の居館の近傍に金鑽神社の分霊社が勧請されていることは、このような灌漑用水の共同性と水利に関わる観念の連続性の強さを窺わせるものである。これらの意義についてはかつて分析したところであるが、在地領主層の居館の堀に用水を還流させるとともに、その近傍に金鑽神社を勧請することで水利権をより確固たるものにしたと推定される(鈴木,1984)。先にみた、近世あるいは近代における九郷用水と金鑽神社の濃密な結びつきは、このような歴史的な変遷を遂げながらも維持継承されたものであり、九郷用水に関わる水利観念とその共同性の強さを物語るものであると見てよいであろう。

b. 用水の開鑿伝承と在地信仰

九郷用水と金鑽神社の関連については、この地域に伝わる伝承に見る論理の中にもその構造の一端を読み取ることができる。九郷用水の開鑿にかかわる説話(註6)は、おおよそ以下のとおりである。

九郷用水の説話

上古、旱魃がおこり渇水して飲み水にも不自由するようになり(あるいは洪水が起こり滞水し……「久城水」はこの名残であるという)、人々が困っていた。金鑽大明神へ夜通し神託を請うと、社殿に神童が顕れて「我、金龍となりて水路を導くべし、その地について水路を設け、また水田を拓き飯料および用水に供すべし」とのお告げがあった。神流川から(あるいは境内の小さな金目池という池、ないしは井戸から)金色の龍(あるいは巨蛇)が、郷中の湛水に入り(あるいは地上を)縦横に這い回りながら、北堀の地で這いあがった(あるいは天に昇った)。この地を「のめり上がりの薬師」といい、金鑽大明神の垂迹の地と称する。北堀の東福寺の薬師がこれに相当するという。この龍の這った痕に沿って開鑿したのが九郷用水であるという。

このような「九郷用水」にまつわる金鑽神社や所謂「のめり上がり薬師」等の伝承にも、その論理の内に地域社会におけるある種の歴史意識を見いだすべきであろう。この「龍」にまつわる説話は、もちろんフィクションであるとはいえ、その中でも水利灌漑の共同性の表徴性とそのレトリックを読み取ることができる。

龍と蛇の儀礼

龍や蛇は、しばしば水利慣行や雨乞い儀礼との関連が指摘されており、児玉郡においても幾つもの伝承や儀礼の中で象徴的意味を付与され、相互の関係を

指摘することができる事例が多い。これらは、時として蛇身の形代をつくり村内の巡行を行うような儀礼を伴っており埼玉県内でも幾つもの事例がある(飯塚、1998)。このうちでも著名なものに、鶴ヶ島市脚折の雷電神社の龍の「形代」の儀礼があり、県内各地ではかつて雨乞い時には麦わらや杉の葉などで龍を作り、太鼓や鉦を鳴らしながら村中を回る行事がひろく行われていたことが推定されている(飯塚、1998)。もちろん、龍にまつわる伝承をもつ地域のすべてに龍の形代による具体的儀礼を伴っているかどうかは、表現形式における第二次的な発現の過程と考えることが可能であるところから大きな問題ではなく、言説として並列的な対応関係が認められる点が問題である。

児玉の雨乞儀礼

このような蛇や龍と「雨乞い」をはじめとする利水との相互関係は、児玉町内においても認めることができる。例えば、太駐中地区では各耕地ごとに箆で龍を作り太鼓などを叩いて雨乞いをし、効果が無いと地域全体に龍を引き回し平沢の山に登りお焚き上げが行われた。また、小平地区の榎峠にある雷電神社の雨乞いでは、竹箆で大きな龍を作りその中に杉の葉を詰め込んで小平の村中を引き回し、雷電神社のサトミヤのある石神神社の境内で雨乞いのお焚き上げを行った。また、先の小平の雷電神社では雨乞いに龍の引き回しのほかに獅子舞を踊ったとされるが、この地区には「長虫のおさ」という蛇身の水霊の伝説をもっている(田島、1974)。これらは、秋山十二天二天神社と身馴川の「坂上田村麻呂」と大蛇等にもまつわる伝説との関連も濃厚であり、この大蛇が<荒/和>の両義的な性格をもった存在であることがわかる。

このほか宮内の若宮神社では、田心姫と大蛇の手箱池にまつわる伝説をもっており、竹箆の本体に茅を巻いたり杉の葉等様々なものを取り付けて龍を作り、屋台に乗せて鉦や太鼓による雨乞い囃子をしながら区内を回った。また、稀にこの引き回しでは、金鑽神社まで引いていく場合があったという(児玉町史編さん委員会、1995)。このような金鑽神社との関連については、かつて坂井久能氏(坂井、1976)によってこの若宮神社を金鑽神社の旧社地として比定されたことに見られるような相互の関係性の存在からも窺うことができる。このような推定の是非はともかく、少なくとも地元においては、親娘神あるいは兄妹神として捉えられており相互の濃密な関係を窺うことができるものである。

このような共同体的な雨乞いや利水に関わる儀礼の存在は、村落共同体の形成以降に成立したものであろうが、雨雲・黒雲あるいは水流と龍や蛇の観念が連合しており、これらの儀礼によって共同性が再確認されているのであろう。しかし、単に伝承や儀礼の社会的機能との関連を見るばかりでは、雨乞いや水利灌漑に関わるこのような行為のもつ意義は理解し得ないであろう。とはいえ、その方法については民俗学や文化人類学で試みられているものの、伝統的地域

社会の歴史的接近においては未だ十分に鍛えられたものではなく、その有効な方法の模索を試みる必要がある。このような龍身や蛇身の精霊がもつ観念は、イメージの上でこれらと連合しているとはいえ、必ずしも往時の人々が龍や大蛇の出現を日常的意識の上で確信していたか否かということは問題ではなく、むしろこれらが両義的性格をもった水霊としての側面が強いことに注目しておくべきであろう。

c. 水利伝承の構造と機能

用水説話の構造

九郷用水の開鑿に関わる先の伝承を分析すると、金鑽神社と灌漑の関係を示す一定の論理性を示す構造をもっていることが解る。この伝承は、早魃と洪水という自然と灌漑にかかる、水のもっている<和/荒>の両義性の制禦に関わるものと考えることが可能であり、金鑽神と薬師仏という神仏の統合にも関連するであろう。この伝承にみられる対応する要素を時系列に沿って配列すると、<早魃→金鑽神→水中→龍→天上→薬師仏→灌漑>となる。言い換えれば、この伝承は早魃に際して水中から出現する金鑽神の化身である龍が、地上を這い回り昇天し薬師仏となり、この結果九郷用水灌漑がもたらされるという、対称的な構造をもっていることに注意されなければならない。この説話の構成は、早魃と灌漑、金鑽神と薬師仏、水中と天上等の対立を、龍という象徴的な媒介によって統合されることによって成立しており、これによって九郷用水の成立と金鑽神社との関係が示されていると見做すことができる。また、この象徴的存在である龍が「水中」ないしは水源から「地上」の灌漑用水を通して、流末である北堀で「昇天」するところから、水口から灌漑すべき区域を経て流末に至る過程とともに、これらを水中・地上・天上という垂直構造に置き換えて二重化して表現していると思ふことができるであろう。

水神は、しばしば童子の姿で現れることが知られており、この説話の少童も「水神少童」の一形態として捉えることができるが、龍が水中から天上をめざして伸び上がる姿は、童身の金鑽神が、龍に化身して、薬師仏に成長する過程として読み取れることも可能であり、稲作に関わる農事の時系列に対応する部分のあることが容易に想起される。この説話のひとつの基軸となる、早魃と灌漑の対立は、凶作と豊作を共示的に示すものであり、これによって、<水口祭→灌漑(田植え～収穫)→新嘗祭>という祭事と農事にかかわる凶作と並列しうるであろう。このように考えるならば、金鑽神社における「水口祭」と「新嘗祭」の対応とともに、九郷用水灌漑区域の祭事における関与のあり方の対応性を読み取ることができるであろう。

雨乞儀礼の意義

また、この地域に見られる先の「雨乞い」儀礼は、<日照り(早魃)→(池・

沼)→龍の巡回→山に登りお焚き上げ→雨(灌溉)>という構成をもち、神仏の要素の欠落はあるものの、九郷用水にまつわる龍の説話と極めて類似した形態をもっていることに注意すべきである。ここでは詳述を避けておくが、この時系列でみると、灌溉が不十分な状態(旱魃)において、この時系列の循環を端緒に戻し、龍身の形代をもって特定の区域を引き回すことによって、この循環を再生し灌溉用水を獲得する行為として見做すこともできるであろう。

用水説話の論理

このように、この脈絡においては、龍が旱魃と灌溉、水中と天上、神と仏という対立項を媒介し、無秩序から秩序を生み出す自然と文化の媒介者の地位をもっている。言い換えれば、この説話にみられる龍の地位は、日常的な存在である対立項を、この媒介者としての龍という観念を介することによって統合しており、具体的な対立項の象徴的媒介項として位置づけることができる。つまり、この脈絡における龍という存在は、<荒/和>の両義性の媒介者として、文化施設としての灌溉用水を創造する境界的存在である。もちろん、このような分析は充分なものではなく、他の伝承や説話等との相互関係についても更に分析する必要があることはいうまでもないであろうが、この説話は単に荒唐無稽な存在ではなく、一定の論理性と秩序を保有する地域的伝統と密接な繋がりをもったテキストであると見做すことができるであろう。

用水説話の機能

ともあれ、このような伝承のもっている構造的な布置は、当事者に意識されているかどうかは疑問であるが、ひとつの世界観と論理が表現されていると見做すことはできるであろう。このような観念形態は、ひとつの説明の体系であり、利水と灌溉施設の制禦にかかる農事と祭事を規定するものである。この説話は、金嶺神社における儀礼への関わりを直載に表現しているが、九郷用水灌溉区域の共同性と利害の対立関係を直接的な可視的な関係性ではなく、これを回避した不可視的な関係に置き換えて表現したものであると見做すこともできる。言い換えれば、水田への灌溉から収穫に至る過程に金嶺神社の祭祀が介在しており、水口祭と新嘗祭あるいは説話等によって耕作者相互の関係性が媒介的に確認されるとはいえ、祭事と農事の循環という形態に置き換わることで、灌溉に関わる緊張関係は直接意識されないものへと移項されるのであろう。つまり、このような伝承や儀礼は、水利灌溉についての直接的な規制力や規定性をもつものではないが、日常的な行為を規定する眼に見えない緩やかな拘束力を構成するものであろう。

慣習化され繰り返し実施されている祭礼や儀礼の過程が構造化されていることはよく知られているが、その構造や意味作用を意識している者は少ない。日常的な「慣習」一般に見られる意識的解釈は色褪せて不鮮明になっても、意識されない非言説的な行為における連続を無視し得ないし、その関係性の変換の

媒体として伝承や儀礼が維持されているという側面は、地域社会の伝統を考える上で注目しておくべき点である。日常の意識されない儀礼や灌漑施設の維持管理に関わる行為の継続と、この施設の同一性による構造に重なる緩やかな言説は、絶えず変換され流動し多様な変異をもった形態を再生産するであろう。

しかし、現実の対立や緊張は決して消失しているわけではなく、むしろ伝承や儀礼は、それが緩やかではあっても共同体のもつ「見えざる権力」として機能しているのであり、このような構造が幾重にも重なった無言の維持・再生産の装置として機能しているものと捉えられよう。このような関係性は、絶えず体系内の存在には無意識に、逸脱者には緩やかな拘束の装置として機能するものである。

かつて推定したように古墳時代後期の用水分岐点付近での祭祀行為は、このような緊張関係を回避する社会的行為として執行されたものであろう（鈴木、1996）。あるいは、九郷堰水口での金嶺神社にによる祭祀もまた緊張関係を回避し、それぞれの利害の共同性を確認する行為であると考えらるべきであろう（鈴木、1984）。この過程は、一方で利害の対立を緩和すると共に、この直接の関係を緩やかに隠蔽する方式である。異なった言説や行為の型によって置換され、対立関係は非言説的な行為や儀礼に置換される。相互利害の体系は、意識下から排除された慣習や儀礼という、直接の対立性が不鮮明で不可視的な関係に転換される。利害の対立は、対立者相互の関係としてではなく神仏を介した関係へと移項される。このような緩やかな規制力こそが、「公水」という律令的規範が弛緩した後も、形を変えながら灌漑体系が維持・再生産されてきたひとつの基盤であろう。

伝統性の基層

児玉条里を含むこの地域においては、このような水田と用水溝渠を含む強固な条里水田灌漑体系ともいうべき実質的基盤と共に、水利をはじめとする共同性と利害の対立関係が「慣行」というひとつの関係性の型へと結晶し、また意識化されない行為の連続による緩やかな拘束力が形成されることによって、急激な変化の乏しい伝統的地域が形成されているのであろう。このような関係は、歴史的な過程に基づく政治的な諸関係あるいは土地の所有関係の変化によって組替えられながらも、利水を軸とする組織的な関係性が維持されることによって伝統的な地域社会の基層を形作ってきたものと思われる。

もちろん、歴史的な変革は、価値体系の変化を伴うものであり、この過程で土地に関わる慣習や観念形態を取り込み、それを呑み込みながら推移して来たのであろう。しかし、このような変化の側面に注目し「進歩・発展」という認識論的な準拠枠で捉えるならば、地域的伝統という停滞とも見える連続する側面を見失うことになろう。伝統的な地域社会のもつ「慣習」という緩やかな社

会的な行為の反復と、伝承に潜む構造を軸とする緩やかな“見えざる権力”を分析することもまた、今日的な地域研究の課題のひとつであろう。

まとめ

古代において大規模に造成されたこの地域の条里形地割り、この地域の土地や水利ばかりでなく祭祀や社会的関係あるいは認識の枠組みにまでその影響を及ぼしている。この見玉条里遺跡の調査例は、極めて不十分なものであるかも知れないが、このような人為的構築物のもつ歴史的な意義について考える上での一つの参考となるべき事例となるであろう。もちろん、この地域に限らず一つの地域は決して閉じた社会を構成しているわけではなく、この条里のもつ枠組みがこの地域の全てを律するものでないこともまた事実であろうが、変化と推移が強調される地域の「歴史」とともに、変化せず連続する部分についての捉え返しをしなければ、地域研究としての意義の一方を見失うことになろう。様々な交通関係の基盤となる耕地の分析を、目的論的な進歩的歴史観でのみ掘り取るならば、これによってこぼれ落ちる地域的に連続する伝統的な基盤を見逃すことになるであろう。本章で述べた内容を要約すると、おおよそ以下の通りである。

- ① 見玉条里遺跡に認められる一町方格の地割り、単にその外観のみが条里形の形態を呈しているというのではなく、見玉郡全域の灌漑体系として成立した九郷用水系統の井堰灌漑と一体をなす組織的体系を構成するものであったと推定することができる。
- ② 九郷用水の水利に関わる利害の対立は、分水堰に集中的に現れるものであり、その関係は分水関係に応じた樹枝状の階層的構造と相関をもつものであるところから、この灌漑に関わる緊張関係は、水利関係の急激な変化を抑制し、樹枝状の用水系統のそれぞれの区域で相互的に監視するような、ある種の権力的体系を構成する。
- ③ 「猿楽堰」から分水されている用水堰は、九郷用水灌漑体系との齟齬があり、既存の施設と交差するなど、新堰設置に伴う灌漑用水と考えることができる。しかし、逆にこのような灌漑系統が、九郷用水の体系性の綻びとして明瞭に捉えられることは九郷用水灌漑体系が有機的組織的な計画に基づいて設置されたことを示唆している。
- ④ 現在の条里水田における灌漑形態は、条里の坪ごとに導水路を設置する傾向をもち、坪割内の水田相互には「田越し灌漑」が普遍的に認められるが、これらは相互補完的な関係性をもった保守的な体系であり、発掘調査による埋没遺構と一定の対応を認めることができる。

- ⑤ 児玉条里は、発掘調査によって少なくとも8世紀初頭頃までに施工が開始されたことが確認されているが、その施工は現在の水田部分に限定されるものであり、集落域を含む台地の縁辺部や埋没河道には、このような痕跡を認めることができない。
- ⑥ 児玉条里を灌漑する九郷用水は、式内社である金嶺神社との関係が極めて濃厚であり、中世初期の在地領主館においても水利権を確固たるものにするために分霊社が勧請されるなど、この両者の関係は古く遡るが、今日においても水口祭と新嘗祭には九郷用水灌漑区域の代表者の参列と稲の奉納が認められるなど緊密な関係を指摘することができる。
- ⑦ 九郷用水には金嶺神社との関連を示す開墾に関わる伝承をもっているが、この伝承はひとつの世界観と論理を表現するものであるとともに、灌漑をはじめとする対立関係をもった地域社会内の諸関係社会内の諸関係を灌漑と収穫、水口祭と新嘗祭という祭事と農事の循環へと置き換えることで、対立者相互の直接の関係を回避し神仏を介した関係へと移項し、これによって日常的な行為を規定する緩やかな拘束力を構成するものである。

今後の課題

本章では、条里形地割りと灌漑方式等の歴史的な変化とともに、変化しない部分に視点を置きながら、これらのもつ文化的な意義についての一つの試論を提示した。土地の改変は景観上の変化という見かけを超えて、一つの地域の様々な基盤を長期にわたって規定している点は見逃すことはできない重要な問題である。しかし、ここに提示し得たのは極めて稚拙な内容であり、類例の渉獵や相互比較に基づく検討も充分ではない。とりわけ、具体的事例によって支持された歴史的過程としての把握には空白が大きく、今後さらに近世史や民俗調査の成果を加えてできる限りの歴史的接近を試みる必要があろう。また、今回は盛り込むことができなかったが、花粉分析等の成果を踏まえた景観の、より具体的な変遷史を歴史的に位置づける試みもまた必要であろう。このような分析には、組織的な再調査が必須の手続きであり、今後の長期的な検討を積み重ねて行く必要性を痛感する。このような検討によって、より具体的な児玉条里遺跡の歴史的な推移とその意義を捉え返すことができるであろう。

残された問題

今回の圃場整備事業によって、千有余年、継続的に積み重ねられた文化的な枠組みであった条里区画と灌漑体系が変更を余儀なくされた。この近代的な「構造改善」は、まさに農業基盤のみならず様々な領野に及ぶ変化を予想させるものである。本稿で示した児玉条里遺跡の測量図と土層断面等の記録は、長い歴史的な累積についてのごく限られた情報の提示であることは否めない。しかし、これらの記録は極めて不十分なものとはいえ、既に失われた地表面の遺構と破壊された区域の記録であり、今後の児玉条里研究の基礎となるべき

ものである。また、地表面に残された土地区画と景観は大きく変わったが、埋没条里遺構をはじめとする大半の遺構は、未だこの区域内に残されていることも忘れてはならない点である。本章は、発想の域を狭くも出るものではないが、ここで示した児玉条里遺跡についてのひとつの見解もまた、今後の再検討と残された区域の発掘調査等の進展に伴って次々と捉え返されるべきものであることは間違いないであろう。(鈴木徳雄)

註

- (1) 寛保二年十一月用水堰普請願書。『児玉町史』近世資料編〔史料-185〕。
なお、近世の九郷用水等については、(長谷川,1981)および(児玉町史編さん委員会,1989)等の解説を参考にした。
- (2) 「女堀大溝」については、神川町教育委員会による発掘調査が実施されており、一部その概要が紹介されている(篠崎,1998)。
- (3) 嘉永六年用水出入一件用留。『九郷用水関係資料集』〔史料-38他〕(児玉町史編さん委員会,1989)。
- (4) 今井条里遺跡(岩田,1995)については本報告が刊行されていないので、詳細については不明な点が多い。水田の年代把握等においてはこれを慎重に行う必要があるため、これらを含めた位置づけについては今後の課題である。ともあれ、本稿で扱う「児玉北部条里遺跡」や「今井条里遺跡」等については、これらの区域が個別に条里に編成されていたと考えることが困難であるところから、あくまで便宜的な遺跡名称であり、本来は広義の「児玉条里」の一部として捉えておくべきものであろう。この点については、「金屋条里遺跡」についても同様に考えるべきであるが、金屋条里区域については既に述べたように灌漑の系統をこれらと異にする部分があり、単純に同一視し得ない部分を含んでいることにも注意しておくべきである。
- (5) 『九郷用水関係資料集』〔参考資料-3〕(児玉町史編さん委員会,1989)。
- (6) 明治21年「九郷用水誌」(児玉町史編纂委員会,1989)の記述を基礎とした。また、九郷用水と「ノメリ上ガリ薬師」の伝承は幾つかの異伝があり、これらも参考にした(児玉町史編纂委員会,1995他)。このほか、本節での民俗関連の記述は、「児玉町史-民俗編-」(児玉町史編纂委員会,1995)を基礎としているが、伝承や説話等については、田島三郎氏等の資料(田島,1984他)を参考している。ここではテキストの詳細を提示し得ないがこれらを参照されたい。また、坂本和俊氏は「坂上田村麻呂」と大蛇の伝説に関連する「北向神社の由来について」において美里町北向神社においても蛇身の形代による儀礼の存在を推定されている。

引用・参考文献目録

- 赤熊浩一 他 (1988) 『将監塚・古井戸—古墳・歴史時代Ⅱ—』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第71集
- 飯塚好 (1998) 「埼玉における人と動物・神」『郷土資料ニュース』第48号 埼玉県図書館協会
- 井上高明他 (1986) 『将監塚・古井戸—古墳・歴史時代Ⅰ—』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第64集
- 岩田明広 (1995) 「本庄市今井条里遺跡の調査」『第28回遺跡発掘調査報告会発表要旨』埼玉考古学会他
- 柿沼幹夫 他 (1979) 『下田・諏訪』埼玉県遺跡発掘調査報告書21集
- 金鎖俊雄 (1958) 『武蔵国二宮金鎖神社社誌』金鎖神社奉賛会
- 恋河内昭彦 (1989) 「共和小学校校庭遺跡」児玉町文化財調査報告書第10集
- 恋河内昭彦 (1993) 『川越田遺跡Ⅱ』児玉町遺跡調査会報告書第5集
- 恋河内昭彦 (1995) 『飯玉東Ⅱ・高縄田・樋越・梅沢Ⅱ・東牧西分・鶴蒔・毛無し屋敷・石橋』児玉町文化財調査報告書第17集
- 恋河内昭彦 (1996) 『辻堂遺跡Ⅰ』児玉町文化財調査報告書第19集
- 恋河内昭彦 (1996) 『辻堂Ⅱ・南街道・宮田遺跡』児玉町文化財調査報告書第20集
- 金田章裕 (1985) 『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂
- 小久保徹他 (1977) 『塚本山古墳群』埼玉県遺跡発掘調査報告書第10集
- 小林一岳 (1982) 「中世前期における在地領主間結合の側面」『中世の東国・春』第2号
- 坂井久能 (1976) 「武蔵国金鎖神社の研究(上)」『國學院雑誌』第77巻第8号
- 坂本和俊他 (1981) 『金屋遺跡群』児玉町文化財調査報告書第2集
- 坂本和俊他 (1986) 『埼玉県古式古墳調査報告書』埼玉県史編さん室
- 佐藤忠雄 (1978) 「後榛沢遺跡群の調査」岡部町教育委員会
- 佐藤忠雄 (1979) 「大寄B遺跡・西浦北遺跡」岡部町教育委員会
- 藤崎潔 (1998) 「女堀大溝」『治水・利水遺跡を考える』第7回 東日本埋蔵文化財研究会
- 菅谷浩之他 (1973) 「生野山古墳群発掘調査概要」『第6回遺跡発掘調査報告会発表要旨』埼玉考古学会ほか
- 菅谷浩之他 (1978) 「日の森遺跡発掘調査概報」美里村教育委員会
- 菅谷浩之他 (1977) 「北貝戸遺跡発掘調査概報」美里村教育委員会
- 菅谷浩之 (1981) 「児玉党阿佐美氏館について」児玉町史料調査報告中世一
- 菅谷浩之 (1984) 「北武蔵における古式古墳の成立」児玉町史料報告・古代第1集

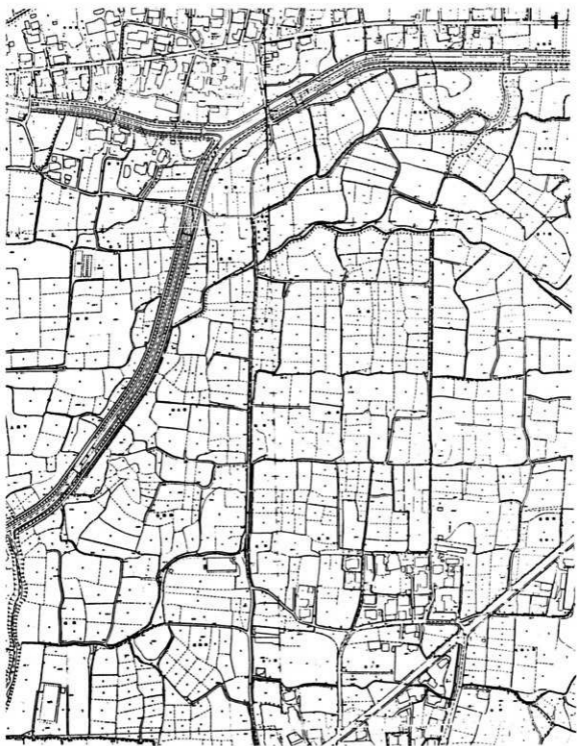
- 鈴木徳雄 (1984) 「古代児玉郡における土地利用と村落の変貌」『阿知越遺跡Ⅱ』児玉町文化財調査報告書第4集
- 鈴木徳雄 (1987) 「古代那珂郡における水利灌漑と在地信仰」『秋山東遺跡』児玉町遺跡調査会報告書第2集
- 鈴木徳雄 (1989) 「古代児玉郡の開発と真下大溝」『真下境東遺跡』児玉町文化財調査報告書第9集
- 鈴木徳雄 (1989) 「九郷用水の開発年代」『九郷用水関係資料集』児玉町史料調査報告第12集
- 鈴木徳雄 (1991) 「塩谷氏館跡と児玉党の形成」『真鏡寺後遺跡Ⅲ』児玉町文化財調査報告書第14集
- 鈴木徳雄 (1991) 「古代児玉郡における集落設営の計画性」『辻ノ内・中下田・塚島・児玉条里遺跡』児玉町文化財調査報告書第15集
- 鈴木徳雄 (1996) 「金屋条里周辺の灌漑と開発」『東鹿沼・藤塚B1・児玉条里遺跡』児玉町文化財調査報告書第21集
- 鈴木徳雄 (1996) 「古代北武蔵の開発と集落」『月刊文化財』11月号 No.398
- 鈴木徳雄 (1997) 「古代北武蔵の土地利用と集落」『日本歴史』9月号第592号
- 鈴木徳雄 (1998) 「古代北武蔵における灌漑と土地利用」『治水・利水遺跡を考える』第7回 東日本埋蔵文化財研究会
- 田島三郎 (1974) 『岩谷洞のはなし』児玉町教育委員会
- 田島三郎 (1984) 『児玉の民話と伝説』上巻 児玉町民話研究会
- 徳山寿樹他 (1994) 『平塚・左口・児玉条里遺跡』児玉町文化財調査報告書第16集
- 徳山寿樹他 (1995) 『堀向・藤塚・柿島・内手・児玉条里遺跡』児玉町文化財調査報告書第18集
- 徳山寿樹他 (1996) 『藤塚遺跡-B2地点の調査-』児玉町文化財調査報告書第22集
- 富田和夫他 (1981) 『立野南・八幡太神南・熊野太神南・今井遺跡群・一丁田・川越田・梅沢』埼玉県埋蔵文化財調査事業団調査報告46集
- 長谷川 勇 (1987) 『社具路遺跡発掘調査報告』本庄市教育委員会
- 長谷川典明 (1981) 『神流川流域用水の研究』長期研修教員報告
- 増田逸朗他 (1982) 『後張』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告26集
- 宮崎朝雄他 (1978) 『中壠・耕安地・久城前』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告15集
- 柳 進 (1976) 『県北の伝承と民俗』私家版
- 本庄市史編集室(1986) 『本庄市史』通史編Ⅰ
- 児玉町史編さん委員会(1989) 『九郷用水関係資料集』児玉町史料調査報告 第12集
- 児玉町史編さん委員会(1990) 『児玉町史』近世資料編
- 児玉町史編さん委員会(1995) 『児玉町史』民俗編



兒玉条里遺跡基礎資料図配置

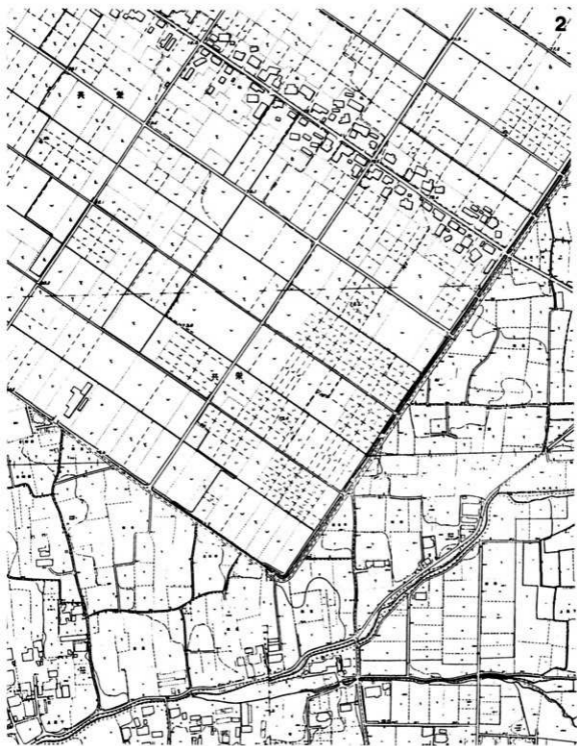


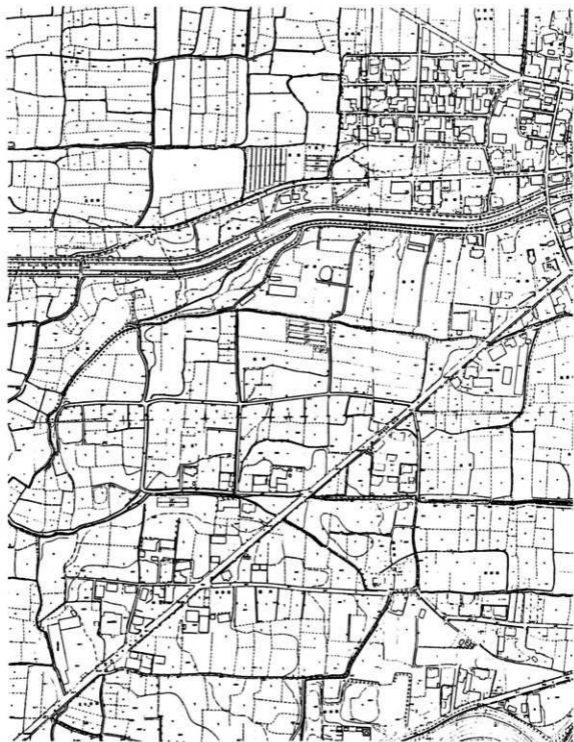
基图1 兒玉条里遺跡平面圖(1)





基图2 兒玉条里遺跡平面图(2)



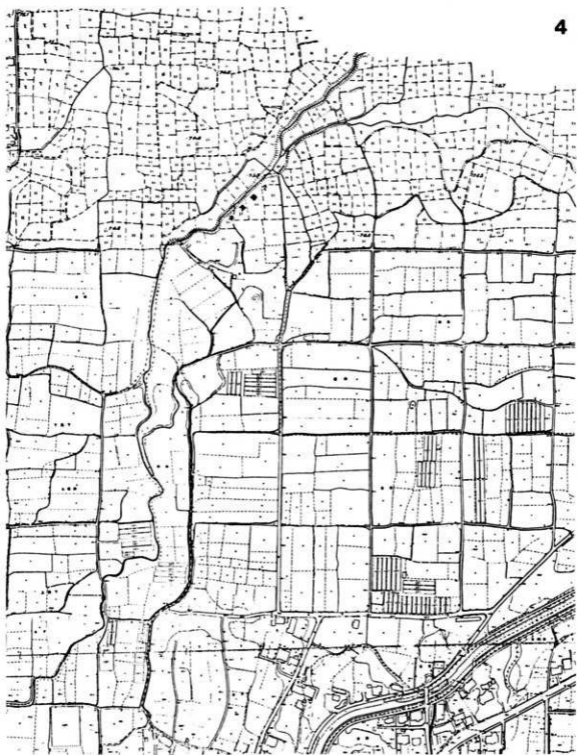


基图3 兒玉条里遺跡平面图(3)





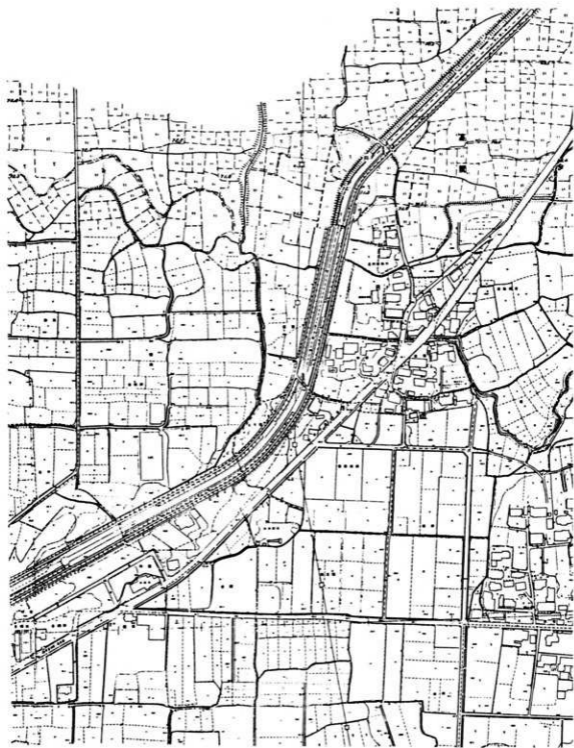
基图4 児玉条里遺跡平面図(4)



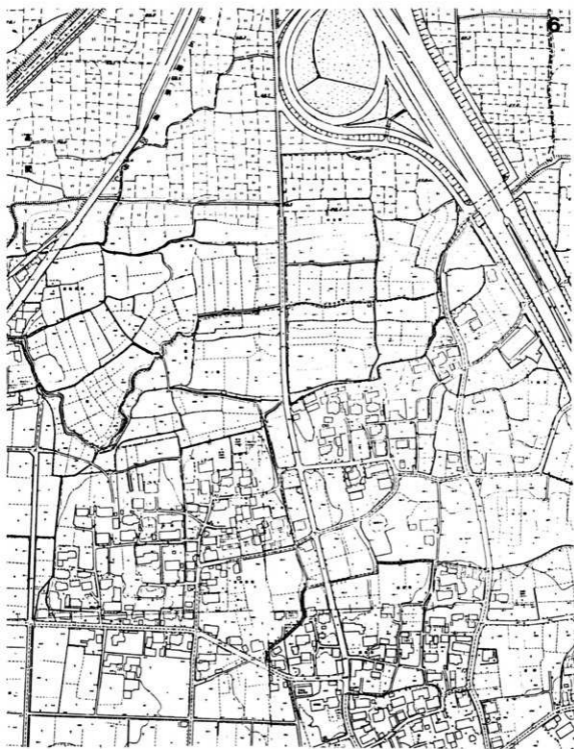


基图5 児玉条里遺跡平面图(5)





基图6 兒玉条里遺跡平面图(6)





基図7 児玉条里遺跡字切図



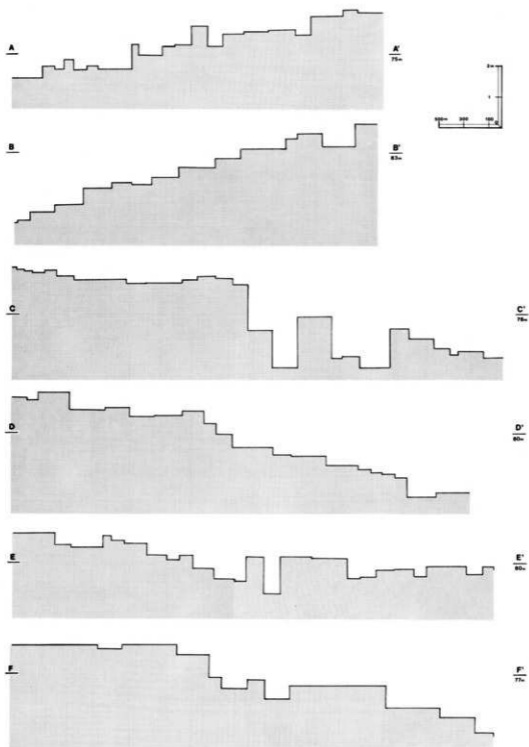


基図8 九郷用水現況用排水系統

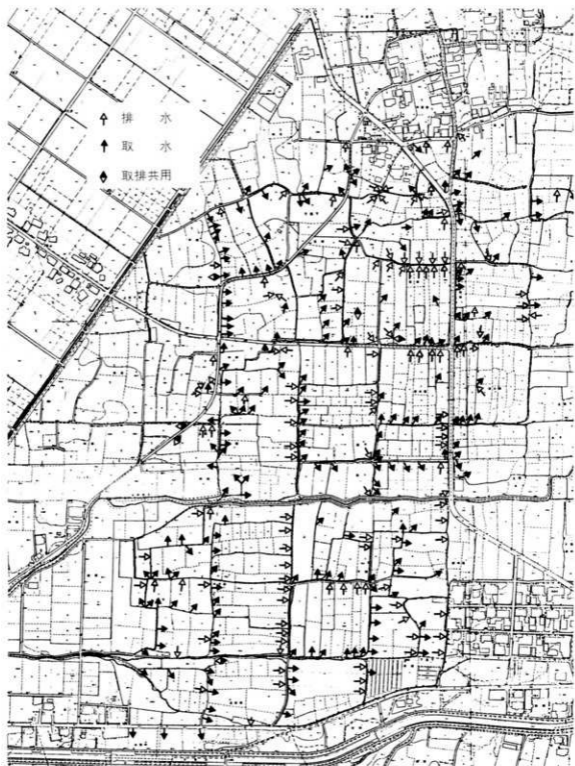




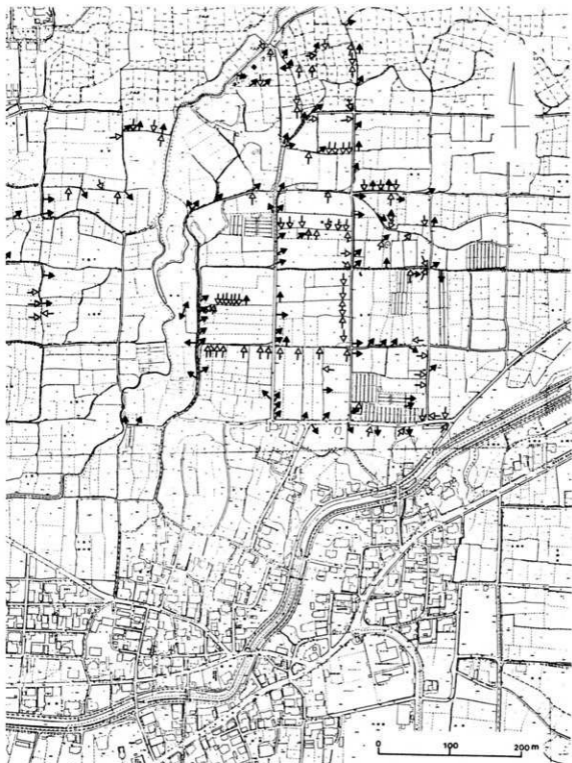
基図9 児玉条里の水田面比高(1)



見玉条里の水田面比高(2)



基図10 条里水田の水がかり系統1)





基図11 条里水田の水がかり系統2)

版 图





児玉条里写真撮影地点 (写真番号と対応)

九郷用水北流
樋越しの状態

1



九郷用水から幹線水路へ
の分流点

2



九郷用水本流
(橋上より東へ)

3



図版 2

九郷用水北流

4



九郷北流の支流水路
(南向き)

5



九郷北流の支流小堰付近
(南向き)

6



分水口（北から）

7



分水口（南から）

8



田の取り込み口

9



図版 4

田取水口

10



水路道上より東向き

11



東(堀)道より

12



用水路分流点

13



分水口 (西向き)

14



水路分水口 (北へ)

15



図版 6

水路分水口（東）

16



下真下水田地（北東）

17



水路の分流点（西向き）

18



九郷北流
南側をのぞむ

19



神田堰（南から）

20



神田堰から
上流をのぞむ

21



図版 8

分水点（東から）

22



分水点（西から）

23



用水路分岐点（北から）

24



堰から下流をのぞむ

25



分水堰（東から）

26



平行する用水路（東から）

27



図版 10

平行する用水路（西から）

28



同上（南西から）

29



分水堰（南西から）

30



用水分流点 (南西から)

31



分水口 (西から)

32



用水路分流点

33



用水路分流点

34



水路道上より（東向き）

35



水路道上（あぜ）より
北から

36



堰・分流口
(合流落とし)
(南向き)

37



用水路分流点 (西から)

38



平行する水路 (西向き)

39



T字型の分水（北向き）

40



排水口

41



前川

42



田取水口

43



田取水口 (北から)

44



田取水口 (南から)

45



用水分流点 (南から)

46



水路道上より (東向き)

47



水路道上より (西向き)

48



水路道上より（西向き）

49



前川道路越之口

50



堰、二流に分かれる
（南東）

51



水路（東向き）

52



水路（西向き）

53



水路（西向き）

54



水路（東向き）

55



堰、取水口（南側）

56



堰、取水口（北向き）

57



堰（北向き）

58



堰（北向き）

59



水路、分水路
別れ口（東向き）

60



用水路（遠方に藤塚）
（西から）

61



水路、T字型東から
（1本は落とし）

62



水路（北向き）

63



堰、取水口（東向き）

64



堰、取水口（南向き）

65



堰（東向き）

66



九郷本流（北流）
（南向き）

67



九郷本流（北流）
（東向き）

68



本流、支流合流（堰）

69



堰 (九郷本流北流)

70



用水路 (堀向)
(南から)

71



同上 (北から)

72



堰（東向き）

73



二本の水路（北向き）

74



同上南西向きに

75



図版 26

用水路分流点（南から）

76



田取水口（西から）

77



堰（北向き）

78



二流に分かれる

79



二条の水路が分かれる
(東向き)

80



用水路 (南から)

81



用水路分流点 (西から)

82



樋越 (コンクリート管)
(西から)

83



用水路分流点 (西から)

84



平行する水路（西から）

85



二本の樋越

86



はずれた樋管（西から）

87



蛭川埋没
河川跡の低地

88



九郷本流、堰（本庄境）

89



九郷本流、藤塚堰

90



九郷北流、藤塚堰

91



九郷北流、藤塚堰

92



藤塚堰分流点

93





1. 倪玉条里遗跡 (61工区·A1区) 全景



2. 倪玉条里遺跡 (61工区·九鄉用水区)



1. 児玉条里遺跡 (61工区・B1区) 北端第1・2号溝 (西より)



2. 児玉条里遺跡 (61工区・B3区) 中堀 (東より)



1. 児玉条里遺跡 (61工区・B3区) 中堀 (南より)



2. 児玉条里遺跡 (61工区・D区) 第1号溝 蛇川堀



1. 兕玉条里遗址 (61工区·E区) 沟状遗構



2. 兕玉条里遗址 (61工区·E区)



1. 児玉条里遺跡 (61工区・F区) 第1号溝 (西より)



2. 児玉条里遺跡 (61工区・坪交点1) 全景 (東より)



1. 児玉条里遺跡 (61工区・坪交点1) 1号溝



2. 児玉条里遺跡 (61工区・坪交点2) 埋没畦畔 (西より)



1. 児玉条里遺跡 (61工区・坪交点2) 埋没畦畔断面



2. 児玉条里遺跡 (61工区・坪交点3) 全景 (東より)



1. 児玉条里遺跡 (61工区・坪交点3) 全景 (北より)



2. 児玉条里遺跡 (61工区・坪交点3)



1. 児玉条里遺跡 (61工区・坪交点3) 溝



2. 児玉条里遺跡 (61工区・坪交点4) 全景 (北より)



1. 児玉条里遺跡 (61工区・坪交点4) 第1号溝 (東より)



2. 児玉条里遺跡 (61工区・坪交点4) 水田層



1. 児玉条里遺跡 (61工区・坪交点5) 中堀 (東より)



2. 児玉条里遺跡 (61工区・坪交点5) 中堀 (北より)



1. 児玉条里遺跡 (61工区・坪交点5) 南北坪線 (南より)



2. 児玉条里遺跡 (63工区)



1. 児玉条里遺跡 (63工区・第Ⅳ区) (南より)



2. 児玉条里遺跡 (63工区・左口地区) 第Ⅰ-1区全景



1. 児玉条里遺跡 (63工区・左口地区) 第Ⅱ-1区土層サンプル採取作業



2. 児玉条里遺跡 (63工区・左口地区) 第Ⅱ区 (北より)



1. 児玉条里遺跡 (63工区・左口地区) 第Ⅵ-1区 (南東より)



2. 児玉条里遺跡 (63工区・左口地区) 第Ⅵ-4区



1. 児玉条里遺跡 (63工区左口地区) 第3・5・6号溝 合流部 (西より)



2. 児玉条里遺跡 (63工区左口地区) 第4・5・6号溝 合流部 (東より)



1. 児玉条里遺跡 (1工区・大溝) 第2号溝 (北東より)



2. 児玉条里遺跡 (1工区・大溝) (南西より)



1. 児玉条里遺跡 (62工区・平塚地区)



2. 児玉条里遺跡 (61工区・交点1) 第1号溝出土遺物

報 告 書 抄 録

フリガナ	コダマジョウリイセキ							
書 名	児玉条里遺跡							
副 書 名	町内遺跡発掘調査に伴う発掘調査報告書					巻 次	23	
シ リ ー ズ	児玉町文化財調査報告書					巻 次	第28集	
編 著 者	鈴木徳雄							
編 集 機 関	児玉町教育委員会							
所 在 地	〒367-0298 埼玉県児玉郡児玉町大字八幡山368 TEL 0495-72-1331							
発 行 日	1998 (平成10) 年3月20日							
フリガナ	フリガナ	コード		北 緯	南 緯	調査期間	調 査	調 査
所 取 遺 跡	所 在 地	市町村	遺跡	(° ' ")	(° ' ")		面 積	原 因
こどもじょうりいせき 児玉条里遺跡	児玉郡児玉町大字 上真下字中下田他	113824	285	36° 12' 27"	139° 8' 26"	1986 07 21 1989 01 31	2,000 ㎡	景 営 圃場整備
所 取 遺 跡	種別	主な時代	主 な 遺 構		主 な 遺 物		特 記 事 項	
児玉条里遺跡	条里	奈良～近世	畦畔状遺構・溝状遺構ほか		土師器		古代条里遺構検出	

事 業 の 組 織

平成9年度 (整理・報告)

調査主体	児玉町教育委員会		
事務局	児玉町教育委員会社会教育課		
	課 長	関根安男	
	社会教育係長	根岸敬明	
	主 任	倉林美恵子	
	文化財係長	鈴木徳雄	
	主 任	杉山茂俊	
担 当 者	文化財係長	鈴木徳雄	
	主 任	恋河内昭彦	
	主 事	徳山寿樹	
	主 事	大熊季広	
補 助 員	藤田正美		

児玉町文化財調査報告書第28集

児玉条里遺跡

町内遺跡発掘調査に伴う発掘調査報告書23

平成10年3月13日印刷

平成10年3月20日発行

発行者 児玉町教育委員会
埼玉県児玉郡児玉町大字八幡山368

印刷所 たつみ印刷株式会社
埼玉県深谷市東大沼356

